

人税は、所得のある人がまず第一義的に負担する。あとどう転嫁していくかという問題はまたございませうけれども、まず第一義的に負担する。間接税と言われましても、納税義務者が負担することとを予定していない、むしろ対象物品を消費する人が負担することを予定している。それらに對比しまして、流通税と言われているものはだれが負担するかというところは予定されていない。たとえば登録免許税で申しますと、登記を申請した人が負担するの、その裏にある相手方が負担するの、これを別々に予定してつくっている税ではない。しかし、人的資格などは第一義的には登録を申請する方が負担することが予定されていると言えましょう、その意味で、登録免許税が流通税の中にびたつとはまる税であるかという御質問になりますと、お答えは非常にむづかしい。しかし、一般的には流通税と言われることが多いし、税の統計上はこれは非常に技術的な問題から逆に決まっておるのだと私は理解いたしますが、登録免許税と印紙税はともに印紙及び現金収入ということで収入が入ってまいりますのでそれを強いて二つに分けて一々分類することはなからうではないか、つまり印紙収入及び現金収入なる部分は間接税等ということであるの、従来の間接税等の中に入れていろいろ分類されておるといふことであらうかと思ひます。大変むづかしい御質問なんで明確なお答えはできませんけれども。

○大蔵委員 そうしますと、担税力ということはお考えの通りですか。
○大倉政府委員 担税力の問題といたしましては、登記をなさるあるいは免許を受けられるという場合に、その背後に、たとえば不動産の関係の登記でございませう、登記をすることによってそれが法律上保護される、それによる受益があるであらう、免許であれば、それによって制限的な営業を公的に行うことができる、他の者はそれができない、それによる反射的利益があるであらう、そのような受益なり利益が存在するといふこととに着目してごく軽い負担をしていただくという物の考え方であらうと理解しております。

○大倉委員 総論はそのくらいにいたしまして、各論でお願いしたいのですが、四十二年の改正をそのまま漫然と三倍に上げたと言われるのですけれども、もう少し内容についていろいろ考慮すべき点が非常に多々あったのじゃないかと思うのです。

私、個々に具体的に申し上げますと、私自身が弁護士でございまして、私から申すのは非常におこがましいのでございませうけれども、弁護士の登録料が六万円になった。このうち毎年ほとんど司法修習生がなつておるのだ、しかも司法修習生というのは学生にちよつと毛の生えたぐらいのものである。かと言つて、また他面、検事総長とかあるいは高裁長官がやめられて、多分の退職金を払つて、それも六万円だといふような点。あるいは保健婦とか助産婦とか船舶職員とか、こういう低所得者層はこま据え置いてしかるべきなのに、これも漫然と三倍にして九万円になった。さらに、もう一つおかしいのは、これはきわめて私たちは理解できないのでございませうけれども、銀行の営業免許、これは営業免許はほとんど最近はないと思ひますが、これがわずかに十五万円。それから銀行の支店認可、これは毎年あると思ひます。これもわずかに十五万円だ。私たちの感覚で言いますと、これはゼロが二つかあるいは三つぐらい少ないのじゃないかといふふうに感じるの、ございませうけれども、そういうふうな不均衡の実質的な公平という点をどうして考えられなかつたのかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

○大倉政府委員 幾つかの御質問がございまして、一つは、一律三倍というのは機械的に過ぎるのではないかといふ点でございませう。確かに、何もかも三倍というのは余りに安易ではないかといふ批判の余地はあらうかと私も思ひます。ただ、これは非常に関係省庁が多ございまして、また関係の方々も多ございませう。したがひまして、か

なりの時間をかけまして、それぞれの業種を指導監督しておられる関係官庁を通じていろいろな御意見を伺つて原案を作成したわけではございませうが、その過程で、この分はもつと上げ率が低い方がいいとか、もつと高くてもしょうがないといふ御議論がまさしくございましてたれども、結果としてはどの省も、いまあるバランスを崩すと、かえつて問題が起つてきてしまふ、やはりいまあるバランスは十年間それなりに定着していると考えた方が、いろいろな方がすべてが御納得されるという案をつくるためにはそれしかないといふことに判断が到達いたしましたので、結果的にはまことに機械的にございませうけれども、いまのバランスをそのままにして三倍にすることが、何と申しますか一番問題を起さないと、どこにも問題を起さないと、いまの案を御提示しているわけではございませう。

そこで、御質問の中にございました弁護士の場合でございませう、これは日弁連が登録手数料をお取りになるときに、司法修習生を終わつてすぐの方は手数料を若干安くしておられるといふことは承知いたしております。ただ、登録免許税の方の考え方申しますと、人的資格につきましては、そもそもその資格を得て、そこから収入が入つてくるというの、いわば登録の後でございまして、登録を受けられる段階でどなたもその営業からの収入というものはないわけではございませう、いかなる職業でございませう。したがひまして、登録を受ける段階での所得の大きさとこの御観念というものは、ちよつと採用ができませんのではないかと。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕
ただ、将来にわたつてその方が常識的にどのような社会的な地位なり、一般的に世の中の人々が考えておられる所得なりを得られるであらうかといふことから、何となくといふ言葉は非常に適当でないかもしれませうが、おのずからなる常識からいまままでの税法上のバランスができてゐるのだから、それは弁護士さんが二万円であり看護婦さんが三万円であるといふのは将来にわたつてといふ感覚を入れて、それなりにお互いにまあそれならばといふことで関係省庁の方も納得されて、この十年來たのであらう、そう考へておるわけではございませう。したがひまして、看護婦さんなどは、いまでもなり手が少ないんだし、三万円が九千円で六千円上がるということではあるけれども、そんなものは上げないで据え置いたらどうかといふ御議論も確かにございまして、立案の過程では、ただ、それをやると、それじゃ私も据え置きよといふのがたくさん出てきて取捨がつかないといふことではございまして、かたがた看護婦さんの場合は特に前回の引き上げのときに千円から三万円になつて、お医者さんの方は三万円から二万円になつたといふことを踏まえて見れば、そのときのバランスをそのまま踏襲してきて、今回は一律三倍といふことでやむを得ないではないか、最も適當であるといふほどの強い自信はございませうけれども、それしか方法がないではないかといふことで関係省庁も納得しておられるといふことではございませう。

それから、人的資格の問題と別に営業免許の系統、これは全然別のグループでございませうけれども、営業免許の問題で銀行といふものは非常に大きな資本を持たなければいけないではないか、その営業免許が一件十五万円といふのはおかしいではないかといふ御指摘がございまして。それは、そこだけで考えますと確かにそういう感じが出てくるという点はあるかと思ひます。ただ、銀行の場合には、免許を受けたらすぐに仕事ができるわけではございませう、これは釈迦に説法でございませうが、設立登記をして支店を配置してやつと仕事が始まる、したがつて、登録免許税だけの分で七の負担をしていただいております。千億円の資本金があれば七億円の登録免許税を払つておられる。ですから大ききといふものの感じは、それは設立登記の方でいわばバランスがとれ

ておるのではないか、その営業ができるという一点だけで考えた場合には、大ききにかかわらず一件十五万円ではないのか、まあ設立登記のときの負担と合わせてみれば御指摘のような感覚も登録免許税の枠の中では取り入れられているのではないかとというのが私の考え方でございます。

○大島委員 銀行だけではなく、中央御売市場、石油、ガス、地方鉄道、こういうのはいずれも大資本です。こういう大資本の絶対額が史上きわめてアンバランスではないかということを私は伺いしておる。銀行だけじゃない。のみならず航空業の一路線が十五万円だ。全日空がたとえばロッキードを使ってフィリピンまで航空路線をつくと、それが十五万円だ。そういう点がきわめて常識に反しているんじゃないかということを伺っておるわけだ。

○大倉政府委員 銀行の例をとって申し上げましたけれども、やはり資本が大きい場合にはそれなりに別の場面でもたは税は負担していただいております。わけでございますから、営業免許というところだけをつかまえて、その営業免許について、その路線の値段がどれくらい値打ちがあるかというところまで踏み込んでいくことは必ずしも適当ではないのではないかとというのが私の考え方でございます。

○大島委員 後ほど申し上げますように、こういう大資本は租税特別措置法によってきわめて優遇されている。銀行の貸倒引当金でも実質の貸し倒れと例の準備金、これは実際上は補助金と同じです。そういうふうな捕捉が十分であるならばまだしも、必ずしも十分じゃない、実効税率から考えて必ずしも十分じゃない。その上さらに登録免許税でこういうふうな大資本を優遇するということはきわめておかしいではないかと私は思うわけでございます。そういう意味で一番最初、私は補充税かどうかということも聞いたわけでありまして、これは話は別ですが馬主の登録、こういう賭博性のあるものが九万円だというようにござい

ね。こういうようなアンバランスをどう考えるかということでございます。

○大倉政府委員 流通税と言われるものであるとか、あるいはその他の間接税と言われるものであるとか、それらが一種の補充税であると言われる場合には、それは税収の大ききで議論されておる。税体系全体がどうでき上ってあるかという角度からの分析をするときに基幹的な税は何を持っていくか、日本の場合には、くどく申し上げるまでもなく所得税と法人税が長年基幹的な税になっております。その他のものもろの税で税体系を補充して組み立てておるというように言われるわけでございます。所得税の負担を登録免許税で補充するということの意味での補充税という関係にはないのだと私は考えます。その意味で、租税特別措置は、立場によっていろいろそれは考え方がございましょう。お立場によれば、租税特別措置で大資本は優遇されておるから、登録免許税で強化しようというふうになるのかもしれないが、そういうような意味での補充税としては私はもとらえておりません。

○大島委員 この前も、わが党の池田君が質問したのですが、信用金庫というのは非常に弱い立場にある金融機関ですが、その銀行や信用金庫の支店には免許税は取るけれども、なぜ信託銀行や保険の支店は取らないのですか。これは、あるいは銀行局に聞いた方がいいかもしれません。

○大倉政府委員 必要があれば銀行局からお答えを追加していただきますが、私どもの理解しておりますところを申し上げますと、信託銀行は、これは銀行でございますから、支店を設置する場合には、銀行としての支店設置の免許がどうしても要りますので、その意味で負担をしておられます。

それから、保険会社は支店が自由化されているのだと思います。ということは、認可がない。認可がないので、営業免許なり認可という時点をとらえての課税は行われていない。

それから、信用金庫は池田委員にお答えいたしましたように、銀行と大ききが違うことは確かだけれども、それは設立登記のところで大ききに応じた負担が別途あるということをお答えしたわけでございます。

○後藤(達)政府委員 私の方から、いまの先生御指摘の種類の金融機関につきましての制度につきまして、若干補足をさせていただきます。

信託銀行は、御案内のように、戦争中まで信託会社としての仕事を行ってまいっておりまして、戦時中に、信託と銀行との兼営ということがございまして、兼営法がございまして、現在の信託銀行は制度上は普通銀行に對しまして信託業務の兼営を認める、戦時中の立法による兼営を認めるというところでございまして、信託銀行の店舗は、性格は普通銀行と全く同じものでございまして。この信託銀行の制度自体をたとえば信託銀行法というふうなことでやるかどうかという御議論はあり得るかと思いますが、実態的には古い制度を使いまして、そういう姿になっておるということでございます。

それから、保険会社の支店、支店は、これは直接営業取引をやっておりますものでございまして、それから、保険業法上は私も銀行のように過当競争の防止その他の見地から認可を必要とすると考えておりませんので、したがって、認可制度をとっておらない、こういうことでござい

ます。それから、信用金庫と信用組合の間の違いでございますが、信用金庫の方は、いわば一般金融機関の性格が非常に強くなっております。これに對しまして、信用組合の方は、一部員外預金の取り入れ等の権能はございすけれども、しかし、非常に相互金融的色彩が強い、そういう金融機関でございます。こういうことで、そういう点に着目されて、税制の方で現在のような取り扱いをしておられる、こう理解をいたしております。

○大島委員 そうすると、非常におかしなことになるので、たとえば、日本生命というのは、約高世界一の保険会社である。東京海上、東京マリンというの日の丸の旗より信用のある会社だ。そういう企業が支店を野方国につくれる。何ら監督行政をしない。しかも、登録免許税も要らない。片方、看護婦は九千円要るんだ、というふうなことをどういうふうにお考えでございすか。これは、銀行局、主税局、どちらからでも結構ですが、非常におかしいことじゃないですか。

○後藤(達)政府委員 私の方から保険会社の店舗につきましての認可をしないかという点を申し上げようと思ひます。

保険会社の方は、御案内のように、ことに生命保険、いま日生の例をおっしゃいましたので、生命保険について申し上げますれば、生命保険の募集行為は、保険の外務員が当たっておるわけでございます。その店舗自体、たとえば日生の店舗自体におきまして、顧客等の募集行為その他のことを直接行っておりません。したがって、店舗を設けるか設けなにかによりまして、競争上の問題その他が起るということは、銀行の場合のようなことが予想されませんので、私も、銀行の場合、は、保険会社についての店舗の設置につきましては、認可制度は要らないんじゃないか。現行制度では要らなくなっております。要らないんじゃないかと考えておる次第でございます。

○大倉政府委員 税負担という側面では、認可制度がある場合に、この登録免許税を負担していただくという枠からは非常に出ていくわけでございます。それは生保は巨大会社であるという御指摘はそれとおどろおどろしいけれども、理屈を申して恐縮ですが、新日鉄がどこに営業所を持とうが支店を持とうが認可がない限りそれは登録免許税はいただいております。それはこの税の限界である、こうお考えいただくよりしょうがないんじゃないかと思ひます。

○大島委員 そうしますと、これは大蔵大臣にお尋ねした方がいいのかもしれませんが、日本生命

が大阪、福岡に支店を設ける、それは野方図だといふことですね。銀行は、一々厳重な支店認可の義務というのをやっておられる。しかも、保険会社というのは、銀行と同じく出資力がある、土地を買いたる、地価を引き上げる。そういうものを全部野方図にしたいのかどうかということについてお伺いしたいと思うのです。

○後藤(達)政府委員 繰り返すようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、銀行につきましても、店舗の設置を認可制度にかけております趣旨は、一つは利用者の利便ということでございますけれども、もう一つは過当競争の防止ということ、こういう観点だと私も考えております。つまり、銀行の場合にはその店舗を設けることによりまして、店頭での取引というのが拡充されるわけでございます。その点で、他の銀行との過当競争が生じがちなところを調整しなければならぬという点が一つのポイントだと思います。

これに對しまして、保険会社の方は、どうも繰り返すようで恐縮でございますけれども、保険契約者等との取引は、外務員を通じて行われておるわけでございまして、その店舗がふえるふえないということによりまして競争面での銀行のような問題というのは起こらないわけでございまして、したがって、金融行政上、これを認可にかけなければならぬとは考えておらない次第でございます。

ただ、ただいまもう一つ関連して御指摘のございました、地価の上昇などに対して悪い影響を与えておるようなことは予想されないか、こういうお話でございます。これは、銀行につきましても、は、なるほど認可の実際の行使等を通じて、具体的な指導をいたしておりますが、保険会社につきましても、認可制度がございせんから、個々に具体的な指導を申しますよりは、一般的に保険会社の資金運用の健全性あるいはいまいおつしやいました世間一般に与える影響等々の観点から全般的な指導はいたしております。そういう

角度からの指導の態様が違つてございませうけれども、そういう考え方で私ども指導に当たつておる次第でございます。

○大倉政府委員 金融行政上認可を必要とするか、また、それが適當であるかという点は、銀行局長からお答えいたしました。登録免許税法上は、認可という行為を必要としない限り、認可にかかわる負担というものは求めようがない。もちろん商業登記は別でございますよ、よく御承知のように、商業登記で支店を設置する場合には、それはそれなりの負担は登録免許税法でしていただいておりますので、ですから、認可がないのに認可に準じた負担ということはないか考えられないかというところだけを申し上げておるわけでございませう。

○大島委員 私が申し上げるのは、先ほどから言いましたように、金融機関すべて大蔵省の厳重な監督下にあるわけですから、私は、銀行その他の支店は免許にして、保険会社、生保とか損保はそのまゝ野方図だといふのはきわめておかしいじゃないかといふことを大蔵大臣にお伺いしたいのですが、大臣といたしましては、どう考えておられますか。

○坊間務大臣 保険会社等は支店を野方図につくる、それはけしからぬじゃないか、こういうお話でございます。これは、一体、登録税とかあるいは免許税とかといったようなものは、そもそも認可というものを背景として、それでかかるといふことでございます。だから、登録免許税、印紙税と別に、そういうふうな銀行以外の金融機関、それを野放図にほっておくのはどうか、こういう御質問のように思いますが、その基本論、認可を一方においてはしなければならぬ、一方はそんな必要ないといふことについては、これは別の問題として検討をする必要があるのではなからうかと私は思いますけれども、これをいまいどうするといふことは、少し検討をしてみなければお答えできない、こういうことでございます。

○大島委員 私が申し上げるのは、もちろん過

当競争の防止という意味もありませうけれども、何事も大資本が支店を持つ、地価をつり上げるといふことを過度に私は心配するわけでございませうので、よくこの点をお考えになっていただきたいと思います。

次の質問にまいります。法務省にいらっしゃいますか、これは仮登記の件ですが、仮登記の千分の一を千分の六に上げたという理由をもう一度説明してもらいたい。この前は、あるいはわが党の池端委員がお伺いしたかもしれませんが、もう一遍説明をしていただきたい。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

○清水説明員 お答え申し上げます。

これは法務省の意見といたしましては大蔵省当局に申し上げたこととございませうけれども、仮登記の利用の実態等を見ますと、これは先生法律の御専門家でありまして仮登記の効力等についてはもう十分御承知のことだと思ひますので、あえて詳しくは説明いたしません。権利保護、保全という意味におきまして非常に強い効力を持つておる、そういうようなことから、本来は所有権の移転登記の予備登記としてされる、したがって、そういう仮登記が本登記に実際に移行いたしますと、本登記の際には仮登記の税率が控除されるというような措置になつてゐるわけでございませうけれども、実際のその利用の実態を見ますと、仮登記の権利保全の効力が非常に強いといふことから、仮登記のままでその不動産を売買するといふような事例もあるようでございまして、そういうふうなことから、私ども現場の方の登記所の窓口を通じての実感といたしまして、どうも仮登記の税率が低きに失するのではないかと、もう少し大幅なアップを図るべきであるといふような意見がございまして、そういうようなことを大蔵省に申し上げまして、今回のこの改正案になつたのではないかと、私どもは考えておる次第でございます。

○大島委員 債務不履行を停止条件とする所有権移転請求権保全の仮登記のことについて私はお伺

いしたいのですが、もつとわかりやすく言えば、銀行からお金を借りる、銀行が住宅ローンでお金を貸す、その場合に、登記は大体債務者がやるのですか、銀行が——仮登記の料金は実態としましてどちらが受け持つことが多いのですか。

○清水説明員 仰せのとおり、仮登記の形式を利用いたしました担保形態というものが一部に行われてゐるようには承知いたしております。現実には最高裁で判例にいろいろな形であつてゐるということも、先生もうすでに御承知のことかと思ひます。この仮登記の利用の実態と申しますものは、私ども必ずしもはつきりつかんでおらないわけでございますが、余り銀行等はこういうものを利用しておらないといふふうには聞いております。その際、担保の目的で仮登記をつけるという場合に、だれが実質的に税金を負担するかという問題でございますが、これは先ほど主税局長の御答弁にもございまして、法律上は別に債務者が負担するといふことにはなつておらないわけでございませうが、債権者と債務者との関係におきまして、実質的には債務者が負担をするというケースが多いのではないかと、いふような話は私も聞いております。ただ、具体的にだれが負担したかといふことは登記所の窓口の段階ではこれは一切わかりませぬし、また現実の登記では、債務者の不動産に必ずしも仮登記がつくとは限らない、いわゆる物上保証といふものもございまして、その点は必ずしも私の方で実態を把握してゐるといふわけではございませぬ。

○大島委員 債務者は非常に弱い立場にあるものですね。ほとんど債務者が負担してゐるのが実態だと思ひます。そういう弱い者のいじめを、しかも一律三倍といふのはなともかく、六倍といふふうな上げられたといふことは、一体これは法務省としてあるいは主税局としてどういふふうな考えられますか。先ほどから申し上げますように、要するに経済的弱者を何ら考慮しない今度の改正だと私は思ひますが、そういう点についてひとつ答弁していただきたい。

○大倉政府委員 税率の設定につきましては、法務省の御意見を伺いながら、私どもの方で立案をいたしたわけでございますが、おっしゃるような担保的効力を持たせるための仮登記というものが存在するようでございますが、しかし、所有権移転を最終的に確保しておく順番をとる——私、素人でございますので、あるいは言い方がおかしいのかもしれませんが、という仮登記もある、そうであるとするれば、やはり所有権移転に対する登記の登録免許税の負担の中で物を考えるということになる。そうすれば、移転関係の税率でほかのいろいろございまして、一番高いのは五十でござい

ますが、ほかのいろいろございまして、その中の一番低いところと言えは六ではないか、所有権の保存登記も六ではないか、したがって六まで引き上げていいではないか、債権保全という意味で申せば、正規に抵当権を設定される場合には四でございまして、したがって、六が高過ぎるというなら正規に抵当権を設定される方法もあるではないか、いろいろなことを考えながら今回は六ということをお提案しておるわけでございまして、これは六倍というの——結果的には六倍でございしますが、そうではなくて、どの率がいいかという方から探してまいったということでございます。

○大島委員 時間も余りございせんので、要するに、今回の改正はもう少し社会経済の実態というところを考慮されて、本当に何が実態に即するかということをもう少し考慮して改正していただきたかったと思うわけで、四十二年の改正そのまゝを所得水準の上昇に照らして、漫然と三倍に引き上げているということにすぎないのであつて、先ほど言いましたように、大資本を優遇し経済的弱者を、極端に言えはいいめるといふふうな法改正だと私は思うわけでございまして。そういうふうな全体的な意見として最後に主税局長の方からもう一遍、そういういま私が言ったような改正になつていないかどうか、もう一度言いますが、大資本に甘く、経済的弱者に非常にきつような改正になつていないかということを総論的にひと

つあなたの感じを言っていたきたい。

○大倉政府委員 大島委員の御意見として十分拝聴いたしますけれども、私どもとしては、今回の改正は大資本優遇、弱者を虐待という改正とは考えておりません。

○大島委員 主税局長がそういうお考えならば、私もそれは承つておきますけれども、この複雑な条文を一つもう一度ひとつ検討していただきまして、善処をされるように私はこの際お願いしたいと思ひます。実質的な不公平が非常に多いという事です。しかもこれは言うならば登録免許税法、この上にさらに租税特別措置法なんかになりまして、これはもういかに不公平な税制が多いと私は存するわけであります。現在全国に約五万の税務職員がおりますが、彼らはいずれもこういう不公平な税制のもとで仕事をやらなければならぬとい、これは一に主税局が決めるその法律のもとで、不公平というこの前提のもとに全国五万の税務職員は徴税しなければならぬ、これは非常に私は気の毒なことだと思つてございします。二百年前からアダム・スミスが言うように、税は公平でなくちゃならないといふことは、もうこれは当然のことなんです。そういうふうはこの登録免許税法にしましても、さらに大きくは租税特別措置法に見ましても、きわめて不公平な税制が多いと私は思うわけでございします。

そこで、私は大臣にひとつ要望がございしますので、ぜひお聞き取り願ひたいと思ひます。

先ほど言いましたように、全国五万の税務職員はこういう不公平な税制のもとで黙々と仕事をやっております、しかも彼らはいずれも税理士も登録しないあるいは民間会社からのスカウトにも応じない。ただ税法、簿記会計あるいは徴収法といふような法律のもとで彼らは黙々と仕事をやっておりますわけでございしますけれども、こういう税務職員、これは実に私は少ないと思ふのです。わずか五万の職員で全国民の税を取つておるといふことは私はきわめて少ないと思ひます。過日も国税会議の方からぜひとも優遇官職をつくつていただき

たいという陳情が私たちの方にも参つておりますので、これは毎年々々若干なりとも認めてもらつておるわけでございしますけれども、次回、ことしの夏から始まる概算要求のときには、ひとつ大臣も十分この点を御協力していただきまして、全国五万の税務職員、しかも不公平な税制のもとに黙々と甘んじている彼ら、ひとつそういう徴税職員に優遇につきまして、十分御検討願ひたい、私はこういうふうに希望しておきます。これは希望でございます。

それから最後に私は主税局長にお願いしたいと思ふのですけれども、大蔵省の主税局といふのは、いずれも理屈屋の多いところなんです。非常に優秀な職員が全部一堂に会してきた主税局の職員です。そういう連中がこういう登録免許税法あるいは租税特別措置法につきましてどういふふうな一体関心を持つてゐるのだろうか、果たしてこれだけのだらうか、一部分の手直しと、千分の八の貸倒引当金を千分の五ぐらいに引き下げた、実際はそんなに貸し倒れがあるわけがない、何万分の一です。これは言うならば、国が補助金を与えていることと同じことなんです。そういうものの私がいまここで大臣に租税特別措置法を全廃しろと言つたつて、大臣はそれはいやだと言ひに決まつております。主税局の連中が、本当に税を扱う連中が、公平という観点から見て、一体これをどう考へてゐるのか。その点について、いわゆる理屈屋ぞろいの主税局がもう一度ひとつ集まつて、もう手直ししなさいのです、私は全廃しろと申し上げたいのです。ただし、少額貯蓄優遇とか、これは全廃したら大変ですから、そういうものは私は所得税法の本法の中に組み入れて、大企業優遇の準備金、積立金といふものを、一部手直しどころでは私はないと思ふのです、全廃しろ、そうすれば、赤字国債の発行もなくて済む、そういうふうにしたいあなたがやりになられると、大蔵省の大倉としてあなたが昭和財政史に私は残ると思ひます。それをひとつ私は同期生としてあなたに特に希望をして私の質問を終わります。

○小淵委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 私は初めに大蔵大臣に一言お尋ねをしたいと思ひます。

今回のこの保守伯仲下の国会におきまして、予算の修正という厳しい国会の状況というものが現実を起つた現在、こういう事実というものを大臣はどのように認識されておられるのか、そしてさらにこの事実というものを今後の大蔵省のいろいろな法案の立案その他に對してどのように生かしていこうとお考えなのか、この点についての御見解を承りたいと思ひます。

○坊間務大臣 このたび与党、野党のいろいろな御協議によりまして、政府案の予算及び税制改正等について一部の手直しが含まれたといふこの事実でございますが、これは私どもとしては現事態に処するに当たりまして、これこそ一番いい措置だ、かように考へて、そして立案いたして提出しましたものが、政党内閣の御相談によりまして変更されたといふことについては、私は率直な話、非常に残念に思つております。しかしながら、やはり議會制民主主義といふものが行われておりまして、そこで国策が決定されていくといふことから考えますと、私自身が、これは自分が考えた一番いいことだから、そこでこれはあくまでも遂行していかなければならないといふことを考へますと、これは議員として私はやつていくわけにはいかないようなことに相なります。そこで今度の合意による決めた事項につきましては、私はこれを尊重いたしまして、それが一方の減税の上積み問題につきましては、これは大蔵委員会にお願ひをして、そして具体化をせよというふうなことでございまして、ぜひその合意事項を、これはまだいろいろやり方もありましようし、最もいい方法でやつていただきたい。そのためには、大蔵省といたしましては、皆さんからのいろいろな御注文やいろいろな御相談をお受けいたしまして、そして実りのある結果に持つていきたい、かように考へております。

もう一つの方の給付金と申しますか、まだ名前はどういうことになるのかはつきり私も存じませんけれども、これは政府の予算を修正することとてやってみるということでございます。で、これも私も鋭意その合意された事項を實現していくというふうに努めてまいりたい、かように考えております。

○貝沼委員 それでは、登録免許税法に入りたいと思います。

この提案理由の説明の中に、「現行の登録免許税の定額税率は、昭和四十二年に設定されたものであります。その後の所得水準等の上昇に照らして、これを原則として三倍に引上げることとし」というふうにございす。そこでこの「所得水準等」というのは一体何を意味しておるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 所得水準という言葉で私も頭の中に描いておられますのは、国民所得でございます。前回の改正が、おっしゃいましたように四十二年度でございますので、その基礎として用いられたのは、四十一年度の国民所得、それに對しまして、今回改正の基礎として数字がわかつておるのは五十一年度ということでございます。が、四十一年度と五十一年度を對比いたしますと、国民所得の総額で四・七倍、一人当たりの国民所得で四・二倍、可処分所得で五倍という数字がございす。そのほかの「等」と申しますのは、租税収入の大きさとございすとか、賃金水準でございすとか、そういうものも一応参考として調べてございす。国税収入総額でございすすと四・五倍、国税、地方税双方でございすすと四・八倍、所得税課税最低限でございすすと三・六倍、賃金で申しますと、公務員が四・四倍、民間賃金が四・六倍、これらいろいろとながめまして上で今回の上げ幅の立案に至ったわけでございす。

○貝沼委員 物価上昇などは考えておられなかったのでしょうか。

○大倉政府委員 物価も一つの参考基準ではあ

うと思ひます。物価の水準は、この間に消費者物価で二・四倍がございす。ただ登録免許税を考へます場合には、物価だけではなくて、やはり所得の方がより中心的な考え方ではないかと私は思つております。

○貝沼委員 私もそういうような見方はそれはあるだろうと思ひますが、ただ、一般の方々からのいろいろな御意見を聞きますと、やはり自分たちの収入そのものを基準に考へるものですか、そうすると、意見としてはどうも三倍というのは高いような気がするなという感じの御意見が実は非常に多かったわけでありす。そこで私はそれは一言言つておかなければならないと思ひまして、いま申し上げておるわけでありすけれども、要するにそういう意見というものが、三倍というのとはちよつと高過ぎるのではないかと意見があるということとを十分含んでこの立案なのか、そういうことはもう初めから飛ばして立案されておるのか、その辺のところはどうなんでしょう。

○大倉政府委員 立案の過程では、先ほど私が申し上げました数字から、所得の動きで申しますと、実は五倍という数字もあるけれども、四・何倍という数字が多いので、四倍でどうでしょうかというところで、御相談を始めましたけれども、まさしく貝沼委員がおっしゃる通りに、所得の動きがそうであつたにしても、そのまま四倍というのはいさづいじやないのという御意見がいろいろあり、かつ、四倍になるなら、こつちは二倍でないといけなかつたという議論があり、いろいろやつてゐるうちに、先ほど大島委員にお答えしましたように、とにかく一律の上げ幅でない、物事がおさまらぬ。四倍はちよつときつから、三倍ならあちらもこちらもおさまるといふ関係省庁の御意見をもらひまして、三倍という案を御提示してゐるわけでございます。

○貝沼委員 なお、そのいま私が申し上げました具体的な例といたしましては、たとえば日本司法書士政治連盟、こういふところからも、そういう御意見が出ております。

それから、次の問題といたしましては、定率税率の引き上げについてでありす。非常に不満の多い指摘といたしまして、租税特別措置法の第七十二条、七十三条、七十四条にまたがるわけでありす。登録免許税法の特例についてというところでありす。七十二条の「新築住宅の所有権の保存登記の税率の軽減、それから七十三條の「新築住宅の所有権の移転登記の税率の軽減」、それから七十四條の「住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減」、この三つでありす。ここにおいて「大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定、これは千分の六、千分の五、千分の四というふうになつておりますが、この「規定にかかわらず、千分の二とする。」現行は「千分の二」でありす。千分の二とする。」という優遇措置が講ぜられておるわけでありす。

これに對しまして、どうして新築だけをこんな優遇するののかという意見がありまして、これは住宅政策の一環として、こういふことがとられたということはわかるわけでありす。そのほかに何か特別な理由もあるのかどうか。

それで、新しいとか古いとかというのは非常に大まかな分け方でありまして、もう一年間使つても中古は中古になつてしまふわけでありす。それから、その辺のところのいきさつについて御答弁を願ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 これは非常に古くからこの特例が設けられておまして、昭和二十七年以来設けられております。当時の立案の趣旨を私が理解しておりますのは、絶対的に戸数が足りないという状態が背景にあつた。したがつて、とにかく新しい家の戸数をふやすということが至上命令であるという状態でこの特例が設けられて、以後ずっと今日まで續いてきたと思ひます。

しかし、貝沼委員よく御承知のように、いまや戸数では世帯数を上回るといふところまで来た、今後は質の向上だといふことを担当省の方も言つ

ておられる。そうであるとすれば、長年続いた特例だけでも、やはり租税特別措置というものは政策目的に應じて、いつまでも固定させない、徐々に減っていくこととして、今回はごく軽度でございすけれども、問題が住宅なので、非常に軽い引き上げになりますけれども、やはり順次その本則の方に向かつて戻っていくんだという考え方をとつたらどうだろうかという御相談をいたしまして、建設省も税の角度から言へば、それはそれで、住宅政策が大事だといふことはちよつと否定しないけれども、新築が大事だといふ時代は、ほぼ終つてつあるといふことはそのとおりでしようといふことで、このような御提案をしてゐるわけでございます。

○貝沼委員 そこで私も実は新築だけが優遇といふことは、ちよつと時代に合わないんじゃないかという感じがいたしますので、新築に優遇できるならば、中古の家屋でも優遇してもいいではないか、こういう考え方を持っておるわけでありす。

特に、七十三條の移転登記については、中古の家屋の場合、千分の五とあります。ところが、新築の家屋の場合の移転登記は、千分の二となつておるわけでありす。これは金額にしますと、相当の開きが出てくる。一々いま時間がありませんので、計算はいたしません。

そういう住宅政策を考へるならば、この差は余りにも新築家屋の方が優遇されておるし、中古家屋はいま非常に多いんですね。たとえば私が住んでおります岡山県倉敷市などでは、大企業、特にコンビナートであります。あの辺の景気が非常に悪いために、その従業員のローンで家を買つたところ、いまはローンがもうできなくなつてきたといふところから、どんどん手放しておるような人も多いわけですね。そうなつてくると、せいぜい二年か三年、長くて五年、こういうような家屋といふものが、どんどん売り買いされておるわけでありす。それにもかかわらず、新しい家と古い家との間に、非常に格差があるといふことは、

それからこの税制改正の要綱の中に「登録免許税の減免措置」についてというところで、「対象となる住宅の範囲の整備を」行くと、こういうふ

の日本の国の経済なり財政なりあるいは国際的な事情から考えてみまして、何とかこれは財政金融という面から日本の経済を景気を引き立てていかなければならぬというようなことについて、そういったような措置に出るということにつきましては、なるほどそれもぜひ考えなければならぬ問題であるというふうに私も考えております。しかし、日本銀行が恐らくはそういうふうに考えておるであらうこの措置につきまして、今日私は、これが二月も三月も前のことであるならば、一般問題といたしましてこれに対する批判というか、それも私の意見も申し上げることがこれはきわめて心安くできるわけでありませうけれども、大分切迫いたしておりますときに、いま大蔵当局といたしましてこれに対していろいろなことを申し上げるということにつきましてはひとつ差し控えさせていただきたいと思います。そのことを御了承願いたいと思います。

○員沼委員　大臣の立場も私はよく理解をしたいと思いますが、実はもし公定歩合の引き下げが決まりました場合には私も国民の立場から一番関心事になりますのは、預金金利の引き下げが連動するかどうかという問題になっておるわけでありませう。はつきり言えば預貯金金利ということになります。すが、そこできょうの推測記事だと思えますが、報道によりますと、「坊蔵相は、首相の了承が得られれば、なるべく早い時期に日銀政策委員会に普通預金の金利引き下げを発議、これを受けて同政策委が金利調整審議会に諮問、答を得て決定する。」という記事が載っておりますので、大蔵大臣の意思というものはかなり公定歩合引き下げに預貯金金利の連動を示唆するようなところがあるのではないかと実は私心配をしておるわけでありませう。しかしながら、たとえば三月九日の報道でも、預貯金金利の連動引き下げは当面断念するということで政府、日銀は最終的一致をしたというふうなことを考えても、またそれは私も全然わからぬわけであることを考えても、プライムレートその他に報じられておりますし、プライムレートその他のことを考えても、またそれは私も全然わからぬわけではありませうけれども、しかし消費者物価

上昇率九%を超え、それから預貯金の目減りが続いておる中で国民の反発を招くような預貯金金利の引き下げ、ことに大蔵省でありますから預貯金金利の引き下げ、こういうものは連動すべきではない、私はこう考えておるわけでありませう。予算委員会におきましても総理大臣は、〇・二五%ぐらゐならば、それくらいは公定歩合の引き下げであるならば単独でいいのではないかと、こういう意味の発言をいたしておられます。こういう発言は、私は、この公定歩合の引き下げと預貯金金利の引き下げを分離して考えるという発想からきておるのではないかと想像いたしておられます。また歴史的に見ましても、昭和四十年、四十七年不況時にも、この公定歩合だけ引き離してやつたという実例もあるわけでありませうので、この預貯金金利の引き下げは連動すべきでないといふ主張したいのでありますが、この点についての大臣の見解はいかがでございますでしょうか。

○坊間事務大臣 答え申します。

新聞記事をお引きになつて、坊間は云々、こういうことではございますが、私は、さうなことを言つたことはございませぬけれども、恐らくは私、新聞社としては、これは一般論といたしましては、日銀が何らかの準に出れば、それを大蔵大臣は総理に相談して、総理の同意を得て、そうして何かの措置に出るであらう、こういうふうなことを書かれたことだと思ひまして、私は一般論としては、間違つたことだとか、そういうこととは思つておりませぬ。しかし、今日たゞいま非常に具体的問題が目の前にあらわれてきておりますが、これが今日のところまだ目の前にあらつておるだけのことでありまして、実現はしてないといふことでございませうので、これがきつめて近い時期に何らか具体化して発表されるとか、あるいはあらわれてくるのかというときに——これをいま見守つており、それが出てきましたら、一般金融界の事情あるいは預金者心理といったようなものを驚とキャッチいたしましたして、そうしてどういふふうな態度を決するかというところでまいりたい

と、かように考えております。

○目沼委員 ではその問題はまたそのときに議論したいと思ひます。

それから、なぜこういうふうな預金金利の引き下げについてこだわるか、あるいは先ほどから三倍以上に増額許しが上ることについて云々という話をしておるかという陰には、実は、たとえば中小企業であるとか、零細企業が非常に不況に陥つておるといふことが頭にあるからであります。

そこで、中小企業の問題でお尋ねをしたいわけでありませうが、こういう長引いた景気の中だるみの影響で、二年度の企業の倒産は千三百六十四件、二月として過去最高の記録だと言われております。それで昨年末に借り入れた資金の返済と、それから手形の決済が集中する三月、四月の倒産件数は、月間恐らく千六百件を超すことは必至であるといふふうに言われております。民間の信用調査機関の発表では、二月の企業倒産は千三百六十四件で、負債金額約千九百億円、件数で十八カ月連続千件台、負債額でも二十四カ月連続千億円台の記録を更新したとなつております。今後さらにこれがふえる見込みがある。この観測に對して、大蔵省の手当てといふことを私はこれから要求したいと思つておるわけでありませうが、こういうふうな倒産件数あるいは倒産額について、大臣はどういう所感をお持ちでしょうか。

○坊間事務大臣 ただいま御指摘の倒産、日本の今日の景気が先行き非常に危ぶまれておるといふことにつきましても、私は非常に胸を痛めております。ただ、きょうも経済閣僚の懇談会といったようなものがあつたのでございませうが、とにかく現在のところ日本の景気というものが終息してしまふというふうなことではなからうけれども、しかしながら、回復の歩調がきつめて緩慢なる状態にあるといふことは、私もこれを認めざるを得ないといふことではございませう。そこで私どもは、これを何とかして回復の路線に引張り上げて、これを伸ばさなければならぬ、いま何が一番それをやるべき手段方法かといふことを考えてみますと、幸

いにして、すでに国会において五十一年度の補正予算、これは全く景気引き上げを目的とした予算でございますが、野党の皆さん方にも非常な御協力を得まして成立をさせていたした。これにつきましては、その中の公共事業といふようなものを年度内に一〇〇%に近い実施をやつていこうといふふうな手段を講じており、だんだんそれがやれるといふことに相なつておる。それに加えて今度の五十二年度の予算でございませうが、これもいろいろ経過はたどりましてたけれども、まあとにかく順調に御審議を願つておる。この五十二年の度予算を予定どおりぜひともひとつ年度中に上げていただいて、新年度から実行できるように運んでいただくといふことによりまして、また新年度において私どもが考えておりますのは、前半期において、公共事業を五十二年の予算の中で七〇%までひとつ実施していこうといふことをいま考へておるわけなのであります。着々とその準備をしておるといふようなことをやつておりますが、鋭意この景気というものを回復すべく、できる限りの手段方法を講じてまいりたい、かように考へておる次第でございませう。

○目沼委員 特に造船の下請業種なんかは、いま非常に大変なわけでありませうが、通産大臣の諮問機関である中小企業近代化審議会が三月四日、中小企業事業転換対策臨時措置法の指定業種に七十二種を決めて三月中旬に告示、申請を受け付ける旨知らされておるわけでありませうが、この点どうなつておるか、中小企業庁の方からお答え願ひたいと思ひます。

○児玉政府委員 いま御指摘のように、三月四日に近代化審議会が業種指定の案につきましてお諮りをいたしまして了承を得ております。現在、その案につきまして各省とも最終的な詰めに入つておりまして、具体的に活動いたしますのは、月内には少なくとも動き出せるような形に持つていきたいといふことで進めております。もちろんその際に、先生御指摘の造船下請等もその中に含まれておりまして、指定の第一回の着手としては、月

内という第一グループの中に入れて現在進めておる次第でございませう。

○目沼委員 それでは中小企業庁は、二月三日、中小企業倒産防止対策を発表しておりますが、その効果は上がつておるのかどうか。特に三、四月は、先ほど申し上げましたように、非常に大変な時期になつてまいりますので、中小企業金融三機関の融資を上期に集中させる必要があるのではないかと考へるわけでありませうが、この点どうか。たちまち三四月は資金が非常に必要になると思ひますが、これは十分なのかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○後藤(達)政府委員 五十二年の資金の計画の方はたゞいま中小企業庁とも御相談をしておるところでございませう。いま御指摘の点等も頭に置きまして十分検討したいと思ひたい、こう思つております。

○目沼委員 よろしくお願ひします。

それでさらに銀行局に、こういう微妙なときでありますから、徹底した選別融資が行われる可能性があるんですね。余り選別融資を強力にいたしますと、たとえばあの会社はどうも親会社の方が危ないといふうわさだけでいろいろ選別融資をされますと、中小零細はたちまちつぶれてしまふわけでありませうので、実はいまさういふような心配をして壓けつけておるところが幾つかあるわけでありませう。したがつて、そういうふうなことをないように指導を徹底していただきたい、こういうふうな考へるわけでありませうが、この点いかがでございますでしょうか。

○後藤(達)政府委員 選別融資という角度的問題は、大変デリケートなところだと思ひますが、現在の金融の状況では大変緩和が浸透いたしております。したがつて、私どもは、いつとき前にございまして、たゞいまは、いまだとこ感じておりませぬ。ただ当面は、やはり緩和しておる中で、しかし優良な中小企業、非常にまじめに努力しておられるところが金融面で行き詰まるというふうなことはぜひとも避けなければいけない。したが

いまして、具体的に血の通ったやり方を金融機関がやるということが一番大事なことだと思っております。具体的には各地域ごとにもいろいろ協議の機関などもつくっていただいておりますので、そういう場を通じて具体的な事案に対しても適切な対処ができるようにしてまいりたい、そういう気持ちで金融機関を指導していきたいと思っております。

○貝沼委員 最後には大臣のお考えを承っておきたいと思ひますが、それは中小金融機関に自主的に合併提携の再編機運があるということに關してであります。預金、貸し出しの伸び悩み、それから利ざやの縮小、それから都市銀行の攻勢などに悩む中小金融機関の間で再編機運が急速に高まってきたということがあります。業界のあり方について非公式に検討を進めてきた全国相互銀行協会がこのほど社長会で「相互銀行の今後の発展の方向について」と題する報告をまとめたものであります。その方向に対して大蔵省銀行局中小金融課長のお話が新聞には載っておりまして、「良識的な方向をめざしているように思われる」というような意味のことが書かれておるわけでございます。これについて大臣は果たしてそれを讀まれたのかどうかはわかりませんが、こういうような一つの方向につきましてどういふような感じを持たれるのか、この辺の答弁を伺っておきたいと思ひます。それで、そういうことについて今後具体的に取上げて検討をされるという姿勢がどうか、これについてもあわせて答弁をお願いいたします。

○坊国務大臣 事実についてちよつと事務当局から……
○後藤(連)政府委員 ただいま先生御指摘の合併等の問題というのは企業にとりまして大変大きな問題でございますので、デリケートなところだと思ひますが、具体的に私どももたまたまそういう御相談を受けておる例はございません。ただ、いま先生御指摘の相互銀行協会におきましての報告

でございますが、これは協会内の勉強結果の報告でございますので、私もまだ詳細には存じておりませんけれども、その趣旨は、やはりこれからの経済情勢あるいは金融情勢等を見通されまして、相互銀行としてはいかにあるべきか、どういふ点を注意していかねばいけないかというところを総合的に勉強をしていかれた報告と承っております。

そういう意味におきまして、そういう真剣な検討をされたということに對しまして、私も非常に敬意を表しておるわけでございまして、お話の中小金融課長談というのは、私つぶさには存じませんが、そういうことを評価するといふ趣旨で申し上げたのではなからうと思ひます。

なお、今後そういう合併といふような話が出てきたときに大蔵省はどう考へるかというお話でございまして大蔵省はどうかと存じますが、その合併に關する法律が施行されておりました、その法の趣旨に従ひまして、その合併自体が金融の効率化に資するあるいは中小金融を害しないといふことであり、かつまた当事者間で円満に話が行われておりまして合意ができておる、これは今後の方向として望ましい、こういうようなケースにつきましては、大蔵省としてもこれに賛意を表してまいりたい、こういう基本的気持ちに変わりはございません。

○坊国務大臣 私も事実についてつまびらかにいたしませんので、それで事務当局から答弁をさせましたが、いまの答弁は私もまさにそのとおりだと思ひますので、今後の推移等につきましてよくキャッチいたしまして研究をしてまいりたい、かように考へます。

○貝沼委員 終わります。

○小淵委員長 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後十一時五十七分休憩

午後二時三十七分開議

○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を続行いたします。永末英一君。

○永末委員 きようは登録免許税の増税法案の質問をいたすのでありますが、大蔵大臣、先日印紙税の増税の理由をお聞きいたしました。印紙税の存在理由ではなくて増税の理由です。一義的に明確には理解できなかったのですが、今回の登録免許税は三倍に引き上げるもの、二倍に引き上げるもの等ございまして、今回こういう増税をせられた増税の理由をひとつお聞かせ願ひたい。

○大蔵政府委員 前回印紙税についてお答えいたしましたのとかなり重複いたすかと存じますが、昨年の六月以降、今後ある時期にどうしても増税をお願いせざるを得ないのではないか、避けて通れないのではないかということで、税制調査会に現行の税制を全部洗い直していただきたいというお願いをいたしました。いわゆる中期税制の審議に入つていただきました。中期税制の審議の中で現行の諸税を全部洗い直していただいて、その経緯は資料としてすでに当委員会にお出ししたてでございますが、その中で流通税の定額課税の部分は、ある時期において所得の動きなどに合うように調整すべきであるという基本線が出されておつたわけでございます。

ところで、五十二年度の税制改正を考へます場合に、膨大な特例債を当初から抱えた財政になりますので、現在の景気情勢の中でやってもいいと思はれる程度の増税は何としてもやりたい、たとえ金額はわずかであっても、できるだけ特例債を圧縮したいという考え方で臨みました。その場合に、ただいま申し上げました中期税制の審議の流れからいたしまして、印紙税、登録免許税については、前回改正後の所得の動きなどを見ながら定額税率の見直しを中心とした改正をお願いしようという判断に立ちまして、関係方面との折衝を終りまして、現在御提案申し上げているというこ

とであります。

○永末委員 この登録免許税はまた印紙税をもって納付をいたすことになるわけでございしますが、印紙税は四十九年に引き上げられた。この登録免許税はこの前の改定が十年前だと承っておりますが、四十九年に登録免許税に手を触れずして印紙税だけ手を触れた理由は何かであつたのですか。

○大蔵政府委員 四十九年の印紙税の見直しは、最低税額の引き上げを同時に行つておりますけれども、その主体は、当時一本の定額課税でございまして売り上げ代金の領収証、これに階級定額税率を導入しようということが主体でございしました。恐らくその意味でその最低税率の引き上げを行つたわけでございしますが、定額税率全部を見直す、登録免許税までやるといふふうに考へなかつたんだらうと思ひます。

○永末委員 印紙税というのはお金みたいなもので、金券ですね。それでもって支払えるものの中であるものがある時期に増額されておるのに、あるものは増額されない。もし、これが印紙でなく金で金であつたらおかしい税制になりますね。同じスタイルで払われておる。なぜこちらは十年も改定せず、印紙税の方は一度その間にやつたのかというところは、どうも理屈として整合性がない。増税の理由として述べられたのは、中期税制の審議でそういう答申があつたと言ふ。それなら答申がなかつたらやらなかつたのか。直接税に手を触れる余地がないから間接税で取れるところから取りたい、こういうような指示であるからあつた、ここの部分でも、一生懸命蔵の中を探すと十年眠つておつた、これを上げてしまふといふことで上げたんだらうかな、こういう感じがいたしますが、なぜ印紙税とこれとの整合性を考へなかつたんだらうか。考へたのか、考へなかつたのか。それじゃ逆に言ひますと、こゝしこれで合致したら針をこゝしお決めになつたのか、その辺をひとつ

お聞かせ願いたい。

○大倉政府委員 十分おわかりの上での御質問でございまして、中期税制の方の関連はもう繰り返して申し上げませんが、確におっしゃいますように、両方とも印紙納付が主体であるというところから申せば、特に性格上定額税率の見直しというような角度から考える場合には、やはり両税を一緒にやった方がわかりやすいという点は、率直に申し上げて私はあるような気がいたします。

ただ、将来どうするかというのをいま私が全部お約束できるような立場にはございせんけれども、今後ある程度の期間を置いて、その間の所得の動きを見てまた改正をお願いするという事になれば、やはり両税が一緒の方が、お言葉をそのまま使えば、整合性の方から言えばわかりやすいという点はあるかと思えます。ただ、強い細かいことを一言つけ加えます、印紙納付によるべきものというのは、実はこの両税だけではございせん。ほかの税目で印紙で納付していいというものはございせん。ただ、何せ印紙収入の中でこの二本が非常に大きいという意味では、御指摘の御趣旨は私もその方がいかなという感じに拝聴いたしております。

○永末委員 印紙をもつて納入すべきものは他のものもあるということはこの前も伺ったけれども、それはほかの法律の改正によらなければいざ増額できないものでありますから、(大倉政府委員「小さいです」と呼ぶ)金額は小そうございまして、金額によらない。金額のことを言われると、だから、つまり金のあるところ増収ありというようなことでやっておられるのかな、こういう御趣旨かなと考える。この法案自体で考えていきますと、三倍にされたもの、二倍にされたものがございまして、それはどうして片方は二倍であり、片方は三倍であるか。これは財産権にかかわるものの中にも三倍と二倍がありますね。それから、人の資格の中にも三倍と二倍がある。こういうことですが、その分け方の基準はどういうことで御判断をなすったか、お聞かせ願いたい。

○大倉政府委員 今回二倍にとどめておりますのは、たしか要綱にもお書きしたと思えますが、更正の登記とか登記の抹消というグループの登記でございまして、これらは誤謬訂正というような性格のもので圧倒的に大部分でございまして、いわば非常に手続的なものである、したがって、一般の三倍の引き上げと同じ引き上げにすべき必然的な理由は必ずしもないのではないかと、いわば手続的な部分という感覚で受けとめまして、これは二倍の引き上げにとどめておくという案になったわけでございます。

○永末委員 しかし、その性質の差異というのは、これが設定せられたときからわかっている、わかっているおればこそ税率について差を設けてあったわけですね。それが倍になっているわけでしょう。その性質の差というものを強調せねばならない理由というものがあるからではない。もう一遍御説明願いたい。

○大倉政府委員 これは登記の抹消で申し上げると、私どもの気持ちが一番おわかりになりやすいと思えますので、まず抹消の方で申し上げますと、抹消したということは権利が消えるということでございます。権利が消えることによつてもらるん反射的な利益はございまして、それなりの負担はしていただきたいわけでございますけれども、やはり新たに権利をつくるというものに比べれば上げ幅が若干低くてもいいのではないかと考えております。

その次に更正の登記というのはどういうものかというところで、法務省などと一緒に勉強いたしまして、これは圧倒的に大部分が誤謬訂正という性格のものである、であれば権利の内容が変わるわけではない、すでに設定された権利の登記にはそれなりの負担をさせていただいていいわけでございます。それから、権利の内容の重大な変更ではないのだというところのようございまして、抹消と同じ考え方にした、最初の考え方が抹消の方から出てまいった、そう御理解いただきたいと思います。

○永末委員 将来変更されるときには、ことしと

られた趣旨の線上で変更いたす、こういう御趣旨ですか。

○大倉政府委員 それが、恐らく後ほどまた上げ率が適当であるかという御質問もあるかと思うのでございまして、三倍というのはいかにきつことというところから実はこの問題が出てまいったことも、率直に申し上げて事実でございまして、仮に新しい権利をつくるという場合の上げ幅が一、五倍なり二倍で妥当なんだという案になるような時期には、強いてこの部分の上げ率をそれより一段下げるといふ必然性もまたないかもしれせん。

○永末委員 これは物価水準の変更というようにことが一つの基準になっておる。だのに、三倍と二倍でよくわからない。十年間の所得水準の変化というのはいくら見ても見えないのですか。

○大倉政府委員 けさほど貝沼委員にお答えいたしました数字、四十一年度対五十一年度というところで数字を申し上げますと、国民所得は四・七倍、一人当たりの国民所得は四・二倍、可処分所得は五倍、国税収入は四・五倍、国税、地方税収入は四・八倍、所得税の課税最低限は三・六倍、公務員給与は四・四倍、民間賃金は四・六倍というところでございます。それから消費者物価は二・四倍ということでございます。

○永末委員 文化庁の方、来ておられますか。——それでは文化庁の方に伺いますが、この登録免許税の中には著作権ないしは出版権の登録がございまして、著作権というものは、この法律による登録をしておるのはいくら件数でございますか。

○小山説明員 著作権関係の登録の件数でございますけれども、昭和五十一年度の件数を見ますと、合計して百四十件でございます。

○永末委員 著作権の対象はたくさんございまして、この百四十件の中身はどんなものなんですか。

○小山説明員 内訳を申し上げますと、最も多いのが第一発行年月日または第一公表年月日の関係

でございまして、その登録が七十八件でございまして、それから、第二番目が著作権の移転等の登録でございまして、これが四十六件でございまして、第三番目が著作権隣接権の移転の登録でございまして、これが九件、それから、第四番目が出版権の設定の登録でございまして……

○永末委員 それは後で聞きます、いま著作権を聞いているのだから。

○大倉政府委員 いま文化庁からお答えのございましたのは五十一年度でございまして、これは年度を終わりましたので私どもの方へ御報告いたしたということがございまして、私の手元には実はそのもう一つ前の五十年度の報告をいただいたものがございまして、それによりまして、別表の九号の著作権の登録というものに該当いたしますものが全部で六百九十四件でございまして、税額で四百万円でございます。

○永末委員 著作権を主張し得る件数、著作権者でその件について著作権を主張し得る対象となる著作権、登録していないものですが、それを全部合わせたら何ぼくらいあるという感じですか。

○小山説明員 実際に著作権を主張し得る対象の件数は非常に多数に上ると考えられます。日本におきましては、御承知のように、著作権の保護に關しまして方式主義をとっております。そういう関係で、実際にそういうものの件数が何件になるかというところは、文化庁におきましても統計をとっておりませんので、正確なお答えを申し上げることはできません。

○永末委員 著作権についてときどき争いが生ずるのでありますけれども、その場合に、裁判の要件として登録していなければ争えないというわけではございません。著作権のあり方が客観的に明確であるならば登録していなくてもその著作権者は著作権を主張することができ、こうなっております。いかがですか。

○小山説明員 著作権の登録は訴訟を提起する場合の要件にはなっておりません。

○永末委員 そりすると、これは何のためにやるのですか。

○小山説明員 現在の登録制度は著作権の発生と著作権の要件とは違つた目的を持つという制度でございまして、第一番目が実名の登録でございまして、それから第二番目が第一発行年月日及び第一公表年月日の登録、それから第三番目は著作権の移転の登録、それから第四番目が出版権の登録、第五番目が著作隣接権の登録、こういうようになっています。

○永末委員 ちょっと出版権のことを聞きますが、十番目が出版権でございまして、出版権の設定の登録とこのことにかかわる出版権の登録されたものの件数はいかがですか。

○小山説明員 出版権の設定の登録でございまして、昭和五十一年度におきましては四件でございまして、出版権者が出版権を持つ案件というのは山ほどあると思いますが、どれぐらいあるとお考えですか。

○小山説明員 日本書籍出版協会の方の統計によりますと、最近の一年間の出版件数が約二万三千件ほどある。それで、そのうち出版契約を締結する場合と、それから文書において契約を締結される場合とありましても、文書による契約を締結する場合の約七〇%が出版権の設定の登録をしておるといふふう聞いております。

○永末委員 先ほどその著作権の中であなたは出版権といふことに触れられましたが、その九号の著作権の登録に関する中で出版権と、この十号の出版権の登録にかかわる出版権とは違つたのですか、同じなのですか。

○小山説明員 著作権の登録と出版権の登録は著作権法の上では違つた意味を持っております。○永末委員 いやいや、著作権と出版権は違つたことは承知しておりますが、あなたは著作権には五種類があつてというその四番目に出版権と言わ

れたので、そこにおける出版権というのはどういうものを指しておられるのでしょうか。この法律の十号に「出版権の登録」と書いてございまして、これはいわゆる出版屋が著作権者と著作物の出版をするについて設定する出版権だと思ひますが、その著作権の中の第四番目のジャンルに該当する出版権というのはどういうものか、さうとわからぬのですが、それをひとつ御説明願ひたい。

○小山説明員 いま先生がおっしゃいました出版権といふものは、著作権者が出版社との間の出版権の設定契約を通じて設定をする出版権という意味でございまして、普通は出版社との間に著作権者は著作権者として出版権をその出版屋に与えるという契約を要式行為である著作出版契約でやるわけですね。

さて、その書籍協会が知っている限りで二万三千件、それでなぜこれは四件しか登録をしないのですかね。

○小山説明員 出版権の登録の件数が少ないという点につきましては、これも日本書籍出版協会の方の資料によりますと、その理由として、第一番目がその登録を受けるためには登録申請書に必要な資料を添付して文化庁の方に申請する、そういう手続が複雑であるということが一つの理由として挙げております。

それからもう一点として、出版権の設定の登録につきましても、これは第三者対抗要件としての意味を持っております。出版権侵害に対抗するための必須条件ではございません。したがうまして、登録をしましても余り意味がないといふふうに一般に考えられておるといふようなことがございまして、要するに日本におきましては著作権者と出版権者の間の信頼関係が比較的にしっかりしてございまして、出版権の二重設定といつたような行為が余り起きないであろうという安心感が出版権者の方にあるといふことがやはり一番大きな原因じゃないかといふふうに考えます。

○永末委員 五十一年度四件、これは収入は幾らですか。

○大蔵政府委員 昨年度、五十一年度は七件でございまして、それから、五十一年度はいま伺いますと四件でございまして、現行法の税額、これは増税前でございますから、現行の税額は一件一万円でございまして、それぞれ七万円、四万円、こういうことに相なっております。

○永末委員 大蔵大臣、これは上等の法律のようでございますが、その中で七万円しか収入のないものがございまして、これを今一回一万円を三万円にするわけでございますが、これはこれにかかつている係員がもらえると思うのですけれども、こんなものを設定しておく必要があるんでしようか。つまり、出版権については第三者に対しての対抗要件だと聞きますけれども、出版権そのものは明確に著作権者との間に設定できるわけであつて、これはもし海賊版を出すような者があつて、そういうことがあるならば、その著者との間に出版権が明確に認められますから、それで裁判で公訴になりますと勝つわけですね。第三者に対抗要件といふのはなくたって、登録していなくても、対抗はできると私は思う。だから、これは必要のない登録じゃないか。このやられておる出版権者はどういう意味かわかりませんが、實際上やってみて二万数千件の出版行為があるのに、その登録しているのはわずかに七件とか四件といふのは社会的に不必要なことをやっておるのではなからうか。もし、これで何人の係員がもらえるのかかわりませんが、一生懸命それを見ておるといふことになりまして、これは行政改革の対象になりますよ。大蔵大臣、ひとつお答えを願ひたい。

○坊間務大臣 これは私、素人の考えですけども、一つの何とかという税、その税を分析していきまして、ある税についてはむしろその税収が非常に少なく、これにかかるといふ人間やあるいはその他の経費の方がよいのかかるといふような税が必ずしもないことはないと思ふのです。そういったようなものも、ある税体系を構成する一つ

の、人間で言えば細胞みたいなものになつておるといふような場合に、それを外すといふことはそこに一つの穴ができるというような意味において、そういう税ができるんじやないか。たとえば、物品税等でも、ほんのわずかな税しからば、コストの方が高くなるけれども、外すと体系が崩れるというような税もこれはあるんじやなからうか、かように私は考えますが、そのところはこれは素人考えでございまして……

○永末委員 これは、逆に考えると、大蔵大臣おかしなことが考えられる。あなたは昔出版をされた御経験があると承つておりますが、海賊版を出す方が著者との間に何もないのに出版権の登録だけやつた、こう言うて、登録による出版権の主張をする場合には変なことが起こるわけですね。第三者に対抗できるのは、そつちだ。出版権というのは私どもからすれば著作権との契約によつて初めて生ずるわけですから、勝手に成立しないと思ひますけれども、どんな登録しておるか、私知りませんが、疑念をばしむる正常の出版権者に被害を与えるべき者が登録をして、出版権者の主張をやる立場を固めてやる、こうなつてくると、これは悪いことに手をかす法律だ、こういうことになりますね。必要であるならば、一年二万数千件も出版権の対象物が出ていくわけですから、もつと登録しなければならぬ。登録しなくてもやつていけるというものは、社会的に不必要である。それで、ある目的を持ってやつておる、こう思わざるを得ない。そういう件が、いままで裁判になつたかどうか、私は知りませんが、やはり人間の体でもそうですが、盲腸といふものもあるわけですから、切つた方がよろしいといふもの、坊間大蔵大臣、あるわけではございまして、この辺を御精査なさる気持ちではございせんか。

○大蔵政府委員 まず、税の方の立場を私から申し上げて、あと実態の方は文化庁からお答えいただくことがよろしいかと思ひますが、大臣が申し上げたとおりでございまして、やはり権利の設定

の場合に、国が法律に基づいて、そういうシステムを持つておる。それならば、権利設定の際に、やはり受益を考へてそれなりの負担をお願いするといふことが全体をつくり上げてゐるわけでございますので、税収が少ない部分はやめてしまふといふのは、一つのお考えかもしれないけれども、それではどこまでが少ないんだといふことになりまして切りもございませぬし、やはりシステムとしては、権利の設定が認められてゐる限りは、それに応じて負担をしていただきたいと私どもの立場からは考へます。

御質問の第二は、それはそもそもそういう権利設定といふことをやつたつて、実態的にはほとんど意味がないやないか、権利設定そのものをそんなことはやめちまへといふことになりまして、これは文化庁からお答えすべき問題だと思ひます。○小山説明員 出版権の登録につきましては、現行の著作権法が施行されたのが昭和四十六年一月でございます。ようやく国民の間に定着しつつあるといふ状況でございます。今後いまだしばらくそういう推移を考へていく必要があると思ひます。

それから、この登録制度は、旧著作権法の時代からずっと存続してございまして、その廃止といふことにつぎましては、慎重に考へる必要があるかと思ひます。それから、今後の出版界の状況を考へますと、出版が増大するといふことが考へられますし、最近、国民の権利意識といふものも大分進んでおりますので、今後も著作権の登録に関する需要といふことも増大することが考へられますので、そういうことから、この登録制度を廃止するといふことは現在考へておりません。

○永末委員 この登録制度がなければ著作権、出版権が守られない、守られないといふなら存続しなければいけません。しかし、現実の法制度では守られるはずである。著者と出版権者との信頼によつてそれは設定されてくるわけでございますか

ら、登録しなくてもいいので、登録によつて初めて効果が生ずるといふならいざ知らず、何もあなたの方で固執する必要はないと思ひますが、これは大蔵大臣、そのこと自体の存続等はあなたの所管ではございませぬが、登録しない者は違法行為をやつておるわけじゃないのですよ。登録して第三者に対する対抗要件を備へると言ひますが、しかし、いまの御説明で、旧著作権法にあつたからと言つて、別にそんなことは関係ない話であつて、裁判で出版権者が登録しないために負けるなら、これは存続しなければなりません。勝てるのですよ。これは政府として考へになる意思はございませぬか。本当に必要なものならば存続しなければならぬが、社会的に活用されない法律をおつくりになつて、法律だけ見ておればそれは登録は第三者に対する対抗手段だ、使わなくなつて、そんなことはしなくたつて対抗できる、裁判所に行けばちゃんとできるわけですから。でも、やはりしつぱみつて、そのために係官を置いて、行政改革はしないといふ御意思ですか。

○小山説明員 実際に現在出版権の登録件数は余り多くないといふ実態でございすけれども、一応こういう制度を置くといふ意味はあると思ひます。廃止するといふ考へは持つておりません。○永末委員 官庁といふのは一通仕事をくるとなかなかしつぱみつくものでございすね。ひとつ坊大蔵大臣には、財政の観点から、財政特例法でやらなければ財政が賄えないといふ状態になつておりますので、行政組織における官場の研究を篇とやつていただきたいと思います。

時間が来たようですが、せつかく来ていただいたておりますので、一つだけちよつと聞いておきますが、十八、漁業権については、設定の登録が対象となつてゐる理由はいかですか。○森実説明員 漁業権は、現在、漁業法のたてまえて都道府県知事が申請に基づいて免許をするといふ、職権に基づく一種の形成力を持つた行為として設定されるわけでございます。したがつ

て、それに対応して職権登録が行われますので、登録免許税は課せられていない。これに対して、入漁権は、慣行とか契約等がベースになりまして設定されていくわけでございますので、その意味で登録免許税の対象になるというふうに理解しております。

○永末委員 わが国は、二百海里の漁業資源水域の宣言を近いうちにやろうといふ姿勢のようでございますが、この場合に、これらの登録問題は問題になりますか。

○森実説明員 わが国が二百海里の漁業専管水域を設定する場合、どういふ内容の措置を講ずるかといふことはまだ決定してございせんので、今後の研究課題になると思ひますが、恐らく、いわば外国人の漁業に對して、一定の範囲で入漁の許可を与える。それも政府間の協定で、いろいろな仕組みで与えるといふことになると思ひますので、通常の免許とか登録にかかわるような行政の態様にはまづならないのではなからうかと思つております。今後、検討させていただきます。

○永末委員 大蔵省に最後に質問しておきますが、今度、四十三項目の中で、先ほど七万とか四万とかいふ収入が出たんでありますが、一番低いのはどのところなんですか、それをちよつと教えてください。

○大倉政府委員 とつさのお尋ねでございすので、この手元の資料で、百万円未満はゼロという整理をいたしておりますが、号別にゼロと一と二と三のたとえば七万円といふのはゼロという整理をいたしておるわけでございますが、ゼロといふ号をいま手元にありますもので申し上げますと、十号の出版権の登録、十七号の船舶管理に関する登録、それから二十一号の船舶管理人の登録、二十二号の夫婦財産契約の登記、私の手元の資料では、それらが、登記、登録はございすすけれども、税額としては百万円にならないといふものにならうかと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣、先ほどお願いしておきました。が、いまの夫婦財産契約の登記なども民法上

はこれは明らかに成立する概念でもあるし、やればやれる概念だが、わが国の夫婦の生活慣習上いのかどうか、それはこれから権利はそれぞれ分散していく傾向にございすが、それぞれひとつ盲腸の研究の一端に加えて御検討願ひたい。終わります。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 登録免許法の改正で、増税といふことでございすが、ずいぶん範囲も広く、影響するところが大であるわけですが、国税収入の中で登録法の税収の占める比率がどんなに変わつてきているか、前回改正が四十二年でございすから、四十二年とそれから五十二年、その数字を伺つて、あわせて全体の傾向といひますか、流れも少し御説明いただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 四十二年度は、国税収入総額が四兆三千九百六十八億円でございまして、登録免許税の収入が七百七十七億円でございまして、一・六％に相なります。それから五十二年度は予算でございすので、その前に一番新しい決算で申し上げますと、五十二年決算で国税総額が十四兆五千六十八億円で、登録免許税額が二千四百八十六億円で、一・七％でございす。今回御審議願ひております。予算では、国税収入総額が十九兆三千三百二十四億円で、登録免許税が三千五百五十億円、一・八％といふことになっております。

○荒木委員 一・六、一・七、一・八と、じりじり上がつてきてゐるといふか、そういう感じがするわけですが、増税の中でこの登録法の改正による増収の占める比率、これは増税と申しましても税目別では減税もありまますので、増税分だけで見ますと、私の計算では、四十二年度は四〇％、三百七十六億の増税、税制改正のうちで百五十一億、それから五十二年度は、改正による増税だけを見ますと二千二十億のうちで九百五十億で四七・七％といひます。いまのは印紙、登録合せての数字でございす。そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、いまお聞きのように登録法による税収が国税全体の中

でじりじり上がつてきておる、上がる傾向にある、それから増税の中でも登録税法の増税に依拠しておる部分がふえてきている。そうしますと、大臣のお考えとして、大体歳入欠陥の対策として、少し語弊がありますが、財源探しといひますか、やむなく今回はこういうことになったけれども、これからは一般大衆に関係の深い流通税、そういうところはなるべく余り増税しないようにしていくという方針なのか、いままでの増加傾向といひますか、登録税法に税收を依拠していく割合がふえてきている、それは続けざるを得ないというお考えなのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員　大臣からお答えいたします前に、先ほど御質問に対してお答えを一点漏らしておりましたので申し上げます。

傾向として漸次上がっているということかどうかということですが、昭和三十年度が
一・四、四十年度が一・四、四十二年度がさつき申し上げた一・六でございますが、それ以後の十年間の中で一番比率として高かったのは四十七年度の二・二、その次が四十六年度と四十八年度の一・九ということでございます。趨勢的にずっと上がり続けるということではございません。

○坊国務大臣　これは大蔵省で相談したことでも何でもございませんけれども、私の考えをお聞きでございますから……。よく御存じのとおり、昔から、ずっと続いておる税制というものは悪い

ものじゃない、新税は悪税だという声がございませうけれども、この登録免許税といったようなものはずいぶん長く続いてきておるので、しかもそれ

は税の中でウエートがじりじり上がっておるとい
うお話でございますけれども、絶対額においては
それほど大きな額ではない、つまり負担としてそ

れほど大きな負担をかけていないというような税
で、長く続いているというようなことが一つのこ
の税の合理性といえますか、そういったようなも

のを税そのものがあらわしておるのじやないかということを考えますと、どこかに非常に欠点があ

るといふこと、だとこれはなくしてしまふということも一つのお考え方でございますけれども、ともかくにも今日まで存在してきておる税を、いまこれをやめてしまふという必然性が、これはあるかないかというようなことも考えまして、だんだんこの税に依拠していこう、それほどの考えはなにいにいたしましたも、ここにあるこの税が、いまの所得水準等とこれを両方ならみ合わせてみると、昔に比べて非常に経過するような場合には、この税を存続していくという立場をとりますと、いまの所得水準というものと大体権衡をとっていくというようなことが考えられるのではないかと存じます。

○荒木婆員 誤解のないように言っておきますが、私はいまやめてしまえというような、そういうことでお尋ねしたんじゃないんでして、ウエー

トの問題として伺つたわけですが、といいますのは、論議にもありましたように、関係するところが広範圍だ、日常の取引行為や、そういうことも、その都度關するわけで、そこへ、所得水準にならつてということではありますけれども、ウエートがかかつていくと、どうしても無理が出てきやしないか、あるいは横並びの整合性もありまして、うし、それから当事者の關係者間での矛盾と

いいですか、そういうことにも及んでいくんではないかということでお尋ねするのです。

その例の一つとして申し上げてお尋ねしたいのですが、抵当権の設定登記の登録税の場ですけれども、

合、これは登記権利者と登記義務者、共同申請になります。この場合の登録税の納税義務者はだれになりますでしょうか。

○大倉政府委員 納税義務者は、登記を申請した方が、印紙なり現金で負担してくださるわけでごさいまして、それが実質的にその権利者の方が負

担しておるが義務者の方が負担しておるかということ、その場合によっていろいろであろう。御指摘の抵当権の場合は、私どもはいろいろお話を

伺ってみますと、義務者の方の、つまりお金を借りている方が負担しておられるというケースの方

が多いように聞いておりますが、いずれにしましても、実質的にどちらが負担するかということを法律上予定し切っていないという意味で、けさほど大島委員にはそういう意味で、流通税の一つとして区分されているんでございましょうというふうにお答えしたわけでございます。

○荒木委員　法律上の納税義務者は、共同申請の場合には登記権利者、登記義務者双方が納税義務者になる、こういうお話ですね。

そこで本法の別表第二の非課税法人の場合、たとえば一例として中小企業金融公庫が担保をとった、抵当権の登記をした、こういう場合には、この登録税自体が非課税免除されるのですか。それ

とも中小企業金融公庫の側だけが免除されるのですか。どちらですか。

○大倉政府委員 中小企業金融公庫は、別表第二

の法人でございますから、中小企業金融公庫が自己のためにする登記が非課税になります。

○荒木委員 そうすると、結論はどうなるのです。権利者、義務者双方免税、ということなるのですか。

○大倉政府委員 先ほどの私の答弁、ちよつと言葉不足だったかもしれません。共同申請でございまして、連帯して納付の責めに応ずるという考

え方が一つありますので、実質負担がどっちになるかわからないということで申し上げたんですが、納税義務者は、第一義的には権利者というように私どもは考えております。

○荒木委員 第一義的納税義務者というようなところがあるのでしょいかね。なるほど税法関係の法律の中には、第一次義務者ということを明文で決

めているがあります。しかし、登録税法は納税義務者という規定しかないわけですね。権利者、義務者双方連帯納税義務者ですか。それとも一方

だけですか。

○大倉政府委員 第三条で、「登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある

る。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登

録免許税を納付する義務を負う。」これが法文上の規定でございますので、連帯納税義務を持っておりますから、荒木委員のおっしゃる正確な意味での第二次納税義務者、第一次納税義務者という規定ではございません。

ところで、その次の御質問の別表第二、国及び別表第二に掲げる者が非課税になるというのは、第四条の第一項でございますして、「国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。」という規定でございます。その「自己のために受ける」とは何ぞやということになるわけでございますが、それは権利者というものが自己のために登記をするんだと

いうことで、法務省との間で、解釈上はほぼ長年確定しておると申し上げるのが一番適切かと思えます。「自己のために」というときには、登記権利

者が自己のためにやっておるんだ、したがって抵当権の設定は自己のために中小公庫がやる。

登録の抹消は、権利者は抹消を申請する側で、義務者は設定した側ということでありますから、抹消の際の権利者は登録の抹消を申請する方であり、したがって中小公庫が共同申請をいたしても、中小公庫の自己のためにする登記ではない、さように考えておるわけでございます。

○荒木委員　局長、時間が限られておりますので、法文その他は私も承知しておりますので、お尋ねした結論をひとつおっしゃっていただきたいのです。理由は必要ならまた伺います。

そうしますと、もう一つ伺つておきますが、別表第二法人が非課税とされた趣旨は一体どこにあるのですか。

○大倉政府委員 「国又は」と書いてください。ように、別表第二法人は、国または地方公共団体
が全額出資をしたものを原則として掲記しており

ますから、結局国あるいは国の全額出資の法人が、自分の権利を保護するために登録するときには、それは負担を求めないという考え方だと私は

○荒木委員 抹消のときは、納税義務は権利者、

義務者双方にありますね。そして、そのときには別表第二法人も納税義務を負担するわけですね。この別表第二法人に対して課税しないという趣旨から見ますと、双方が同じように義務を負っている。権利者も義務者も納税義務を負っている。その義務はどちらにも同じように連帯して負担しなければならぬのに、抵当権を設定するときだけ義務を免除されて、同じく義務履行であるのに、抹消のときは課税するというのは、これは少し扱いとしては整合性を欠くんじやないでしょうか。いかがですか。

同じ法律上の義務があつて、しかもその義務は連帯である。義務履行するということは、自分の務めを果たすことです。その意味では自分がしなければならぬこと、つまり、しないままで置いておくことはできぬということでしょう。ですから、そういう点から言いますと、設定のときも、抹消のときも、法律的な義務履行という点では同じことではないか、登録免許税の納付義務の履行ですよ。実体的な権利の変動じやないのです。

ですから、世間で設定のときだけ取って、抹消のときには取らないのはおかしいという常識的な考えは、私はそれなりの理由があるんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○大倉政府委員　ですから、先ほど申し上げましたように、第四条の規定の趣旨が、自己のためにする登記等については、納税義務を課さないということを言っておるわけでございます。観念的に法律を構成してまいりますれば、荒木委員がおっしゃいますように、登録、登記の抹消を申請して、そのときに権利者であるお金を借りていた方が、私は登録免許税を払うのがいやですよ、払いませんとよということになれば、それは連帯納税義務者として公庫が負担していただかなくてはなりません。そういうものまでむしろ納税義務を免除しないというののために、自己のためにする登記を非課税にしているのだというふうに私は考えております。

○荒木委員　もう一つ言いますと連帯義務でしょう、そのうちの一方を免除しておるわけでしょう、別表第二法人の場合は。一般的に連帯債務の一方免除は全体的効力があるでしょう、負担部分については。その意味では反対当事者のそういう考えから言へば、反対当事者の担保をつける方ですね、担保を設定する方ですけれども、これは半分登録税はなくなるというふうに考えるのが普通ではないですか。つまり連帯してくつておる債務のうちの一方を外してしまふわけでしょう。そうしたら負担部分も片方が外れるというのが常識です。いかが。

○大倉政府委員　でございますから、中小公庫がお金を貸して抵当権を設定しますときには、中小公庫が自己のためにする登記として納税義務がございせんから、お金を借りた方も納税義務がなくなります。

○荒木委員　それは局長間違いないですね。いま設定するとき納税者は登録税を払っておりますよ、設定のときは。いま局長は抵当権設定のときに払わなくていいとおっしゃったが、私が実務の関係者に聞いてみると抹消のときは払わなければいかぬ。しかし設定のときは払ってない。いまさうおっしゃったのですか。(大倉政府委員「払わない……」と呼ぶ) そうだとすれば、抹消のときも同じように両方が義務を負担しているのだから、そういう意味で登録税を設定のときに免除されておるとすれば、義務履行で、こちらの方も同じく義務履行だから免除されるべしという意見が非常に強いわけですね。もちろん自己のためにという解釈ということも一つあります。これは法務省からも伺いました。しかし、いまのような普通の当事者の考えから言へば、同じように免除されるべしという要望が非常に強い。そして少し理屈が過ぎるのですけれども、理屈を詰めていけば、いまのように抹消の場合にも登録免許税を課さないという考え方に条項があるということも言えると思いますし、それから取引慣行上義務者の方が負担しているというのが慣行だというふう

に言われておりますけれども、登録義務者の方が。そうすると、抹消の場合義務者は公庫の方でしょう。ところが、設定のときに払わないものだから抹消のときにも公庫は払わないというのが実例としてかなり多い、実際問題としては。

私、時間が来ましたからお考えを一言聞かせていただければいいですが、いまのような当事者の感情だとか理屈の問題だとかそれから取引慣習上のそういう軋縁の問題とかいうことを含めて扱いを、自己のためにという点はあると思いますが、これはぜひ検討していただきたい。これは一つの機関の登記の一例を申し上げたのですが、そういうことを登録税の税収に求めていけばだんだんと矛盾がふえていくのではないかと、ほかに幾つか例はありますけれども申し上げたので、法務省の方にもわざわざお越しいただいて御答弁いただけたというのにはちょっと恐縮しているのですけれども、そういう議論をひとつ踏まえて念頭に置いていただきたいと思います。事前にはいろいろお話ございましたけれども、大変御苦勞でございました。

○大倉政府委員　ちよつとくどくで恐縮でございますけれども、先ほど私が申し上げました義務者側が負担する例が多いようであると申ししたのは、抵当権の設定登記に申し上げたつもりでございまして、移転登記とかなんとかいう場合にはむしろそうではないということもかなり多いのではないかと思います。それが一点と、やはり何としましても抵当権を設定してそれによって権利の保護を受ける受益者というのは権利者の方である。しかし抹消というのは、抹消してもらえば公庫の担保にまた入れられるのだから抹消してもらつて、つまりお金を借りた方が受益するのだからそつちが権利者であるというふうな考えで先ほど来答弁しておりますので、ちよつと一言だけつけ加えておきます。

○荒木委員　ちよつと法務省、もし御意見があれれば——これで終わります。

○小淵委員長　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小淵委員長　次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。坊大蔵大臣。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坊国務大臣　ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。この法律案は、最近における内外の経済状況の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、石油関税の改正について申し上げます。まず、原油関税について、石油供給安定化対策の緊急性及び当面の財政事情にかんがみ、二年間の暫定措置として、その税率を現行の一キロリットル当たり六百四十円から七百五十円に引き上げることとし、重油関税の一次税率についても、これに見合う引き上げを行うことといたしております。

また、製油用低硫黄原油減税制度につきましては、最近の低硫黄原油の価格動向及び亜硫酸ガスによる大気汚染の改善状況等にかんがみ、廃止することといたしております。なお、これらのほか、昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する石油製品の暫定税率及び石油関連減免、還付制度について、その適用期限を二年間延長する等所要の改正を行うことといたしております。

第二に、特惠關稅制度の改正について申し上げます。

最近における開發途上國からの要望等にかんがみ、鉱工業產品等に対する特惠關稅の適用限度額の算定の基礎となる基準年次を原則として、現行の昭和四十三年から昭和五十年に変更する等所要の改正を行うこととしたしております。

第三に、その他の關稅率等の改正について申し上げます。

まず、新國際ラウンドにおける合意に基づき、熱帶產品について觀賞用熱帶魚等四十二品目の關稅率を引き下げることにいたしております。

また、關稅負擔の適正化を図るため、ハムケーシング等五品目について關稅率を引き下げる等所要の改正を行うこととしたしております。

さらに、最近の市況の低迷等にかんがみ、銅及び亜鉛の關稅無稅点を引き上げることとしたしております。

このほか、昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する七百九十四品目の暫定稅率の適用期限を一年間延長するとともに、同じく適用期限の到来する各種の免稅制度について、その適用期限を三年間延長する等所要の改正を行うこととしたしております。

以上、關稅暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小淵委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 けさほど来予算の修正の問題については、いろいろ大蔵大臣の所見を求められておりますので、それぞれ述べられておるわけで

ありますが、ただこの問題については、新聞その他を通じて、大変考えさせられる問題があるかと思うのであります。そのことは、つまり予算の編成権なりという問題について、これまでも予算の編成権を大蔵省から外すというふうな議論等もありました。しかし現行の状態になっておるわけでありまして、このことについて国会議員としてという立場でのけさの大蔵大臣の御答弁で大体わかることはわかるのでありますが、ただ先進工業國におけるサンフランシスコ会議あるいはランブイエナリの中でも問題になっておりますように、今日先進工業國における民主主義のガバナビリティーというものは、これは非常に深刻な問題ではあるかと思うのです。しかし、それが一つのそれぞれの國における國民の要求の方向である、どうそれにこたえていくかということが民主政治の基本の問題であります。といたしますならば、大蔵省と自由民主党が一体となって予算を編成して、それを国会に提案する、それが修正をされたのは残念なんだ、それは提案をした者としては当然残念だ、こう思います。最上のものとして確信を持って出すのでありますから、当然そうでありましようけれども、ただこの受けとめ方としては、これは新しい与野党伯仲時代に入った具体的な案として考えなければならぬ、こういうふうに思います。でありますから、けさほど来の御答弁を私は期待しようとは思いませんけれども、そういう問題についての、大蔵官僚諸君の受けとめ方というものは、それぞれたまた深刻に内部での議論もあるであります。しかしそういう方向に動いておるのだということについては、厳粛に、つまり深刻にではなくて、厳粛に受けとめてもらわなければならぬだろう、こう思います。

【委員長退席、小淵委員長代理着席】
そこで端的に伺いたいことは、つまり来年度の予算の編成については、言われておりますような密室の編成だ、そういうものから開かれた編成というふうなものになるとしたら、どうなさやならぬのか、そういう点についての大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○坊岡務大臣 予算の編成権についての御質問のようになり承ります。

今日の日本の、これは開き直るつもりも何も毛頭ございせんが、制度の上におきまして、予算の編成は政府が行うのだということは明定せられておりますが、この原理原則というものは今日の憲政のもとにおいては、これは動かすべからざることだと思ひます。だから、そういったような原理原則に基づきまして政府が編成していく、その政府の中で財政当局が主としてその任に当たってまいるといふことでございすけれども、じゃ、この編成した予算というものを国会において御審議願うということは、これもまた当然規定されておることとございすから、實際の問題といたしましては、編成した予算を、できるだけこの国会において、国会審議においてもちろん慎重にやっていたでございすけれども、編成者の立場といたしましては、できるだけ編成をしたその趣旨を審議において生かしていただきたい、こういう非常な強い要請がございす。だから、その要請を入れていただくためには、編成の途中におきましても、法制上はこれは政府が編成するということになつておりますけれども、事實上いろいろとほかの党、これは議會は政党政治が行われておるのでございすから、各党の皆さんの御意見というものを承っていくということが、これはやはり国会審議に際しまして、私も編成した者の立場なりあるいは編成した者のあらわした趣旨なりというものをいれていただくためには、事前においても事実上いろいろ御意見を承つたり御了解を求めたりということが私は大事なことだと思ひまして、されば今度の編成のときに、私は各党の政策審議の衝に当たつておられる責任者とお会いいたしました。御意見を伺ひました。今後はそういう態度をもつて進んでまいりたい、かように思つております。

○川崎(寛)委員 この問題いづれ、ここでどういふ問題ではありませんが、折に触れていろいろと議論を合つてまいらなければならぬだろう、こういうふうに思ひます。

それは、石油關稅の改正が十四年ぶりに行われたわけでありまうけれども、石油に依存する度合いというものを減らしたいということで、四十二年に総合エネルギー調査会が答申を出し、石油開發公団が設立をされてまいりましたし、石油關稅はその原資として役割りを果たしてまいつたわけでありまう。四十年に一三%の自主開發の原油があつたわけでありまうけれども、そして四十二年のこの答申においては、六十年に三〇%を目指そう、こういうことでありましたが、五十年には八・八%という大變低い現状にあるわけです。なぜこんなに狂つたのか、これはつまり計画に間違ひがあつたのか、資金量が不足をしておつたのか、その点を尋ねたいと思ひます。

○吉田政府委員 先生ただいま御説明いただきましたように、昭和四十二年の総合エネルギー調査会の答申では、昭和六十年に三〇%の自主開發原油を確保しようということが目標として定められたのでございす。しかしながら、実績はその当時の一二・七%から五十年には八・九%ということになつております。比率は下がつておりますが、自主開發原油の全体の量として見ますと、昭和四十二年度千五百九十一万キロリットルが五十年度は二千三百二十八万キロリットルというふうに大きくなつておるわけでございす。この間、国内の石油需要の増大が非常に著しかったわけございまして、その關係からこの比率が下がつたわけございす。しかしながら、それじゃこの目標に対して十分であつたかという、それは必ずしも十分であつたとは言ひ切れなないと思ひます。

そういうふうな形になりました基本的な事情というものは、何といひましてもやはりこれは産油國におけるいろいろな動きがあつて、産油情勢といひますか、石油の開發情勢が非常に大きく変わつたといふことじゃないかと思ひます。一九六〇年

なところから、新しい探鉱地区での石油開発のための資金が導入されてくるというふうな形になりまして、多数の企業による共同事業の形式をとるということが非常に多いわけでございます。しかも、それに対しては財政資金を助成していくということになりますと、危険のリスクが非常に高い事業でございますので、その範囲を明確にする必要もあるというふうなことで、それぞれが資金を分担し合ひまして、新しい企業体を別につくりまして、ある特定の地域における探鉱開発について、それぞれのリスクの分担範囲を明確にし、かつ事業責任を明確にしていくという形をとらざるを得なかったということで、わが国の場合に探鉱開発会社の数が非常にふえていく事情がどうしても

こにある、そういうことでございます。

○且政府委員 ただいま先生がお尋ねになりました件は、私ども石油会計の財源といたしておりますのは、原油油関税として国民の税金でちょうだいしておる金でございます。また一方、この石油の探鉱という問題は、その当り外れと申しますか、非常にリスクの多い事業であるということも事実でございます。したがって、税金を徴収していただきます側といたしましては、なるべく財政資金を適正に、リスクの少ないように使っていただきたいという念願は持っておるものでございます。そういう意味で、従来とも通産省に對しましてはそういう御要望申し上げていくところでございますけれども、一方、非常にリスクが多いということも事実でございますので、その辺につきましては、なお今後とも通産省に強く御要望してまいりたいと思っております。

○川崎(寛)委員 いまのはよくわからないんですよ。つまりリスクが多い。しかし一方では、古田部長の方は、企業は小さいんだ、で、しょうがないんだ、こういうふうに言っているわけでしょう。じゃ、その企業の小さいやつがたくさん集まってやっていくといういまの形がやむを得ないというふうに、金を出す方として注意していただきたいというだけであつたのか、もつと体制のあり方というもののについて財政当局として意見があつたのかどうか。これはまた一方、通産省の方もいまのあり方というもののについて、企業数が多いのはやむを得ないんだ、だから他産業のいろんな関係の、つまり子会社のものが連合というか集まってきてやらざるを得ない実情なんだというふうにお考えなのか。そこらの点も一度、通産当局と財政当局と両方でも少し詰めた議論というものを、リスクが多いから注意していただきたい、こう言つてまいりました、これじゃ、ただしかりしてくださいと言っただけなんですから、体制の問題についてどう考へてきたのかということ、両方から私は伺いたいと思ひます。

○古田政府委員 小さな会社で、企業体として力

が弱いということは、何といたしてもリスクの高い事業を行う上では余り適切でないということ、先生おっしゃるとおりだと思ひます。そういう意味で私どもとしましては、できるだけ新しい事業を行います場合に、その中核となつて事業を進める企業体といひますか、会社といひますか、そういうようなものを明確にしていくということ、従来からの指導方針として考へてきていくわけでございます。

その場合一つ考えられますことは、石油開発公団が技術を提供し資金も五〇%近く出すわけでございますから、それが全体の事業の運営につきまして適時適切なアドバイスをしていくというふうなことで、事業実施についての健全性が維持されるところというものはありますが、同時に企業サイドにつきましても、参加会社の中で中核となるべきものをできるだけ明確にしていく、できれば余り小さな企業体ということではなくて、ある程度幾つかの地域をまとめて実施できるだけの企業力を持つものを一つづつしていくというふうな考え方で行つてきたわけでございますけれども、基本的な背景なり実情が先ほど言ひましたようなことがございまして、結果的には企業数としては現在見るような形になつていくわけでございます。

○且政府委員 今般の原油油関税の増税は二年間の暫定ということにしてありますが、その趣旨は、二年間に単に輸入の面だけでございませんで、エネルギー政策全体の根本的な検討をしていただくという趣旨でございます。そのためには、一年で早くやつた方がいいという御意見もございまして、二年というところでぎりぎりお願いしたいわけでございます。したがって、その二年間におきましては、エネルギー庁を中心としたしまして、エネルギー政策全体の将来のあり方、いま先生の御指摘になりましたような問題を含めてのあり方について、総合的に検討されることだらうと思ひわけでございます。その際には、先ほど私どもが申し述べました、税収を預かるものの側か

らの要望につきましても、十分考慮に入れていたでいて御検討いただきたいと思つておる次第でございます。

○川崎(寛)委員 いまの関税局長の御答弁、巧みにそらしてききましたから、それは先の問題として、暫定二年という問題については最後のところでお尋ねをします。

そこで、石油開発公団を四十二年に発足をさせたいわけですが、帝石が持つておりました探鉱開発の技術というものを受け継いで、石油資源開発株式会社というのが国策会社としてできた。それを中核として四十二年に公団ができたわけですね。しかし、石油資源開発株式会社のその持つておいた技術、蓄積されたものは外しちゃうたんで、それをききとつたまま、石油開発公団というものの今日の事態を深刻に見通しておられますならば、私は当然石油開発公団というのは石油資源開発株式会社の蓄積されておる技術というものを引き継いだまま発展させるべきであつた、こう考へるわけですね。現に、日本と同じような状態にありましてイタリアやドイツやフランスというの、公団や公社でやつておるわけですね。

でありますから、こういうふう非常に小さな企業がいっぱいあるということ、一方で言いますと、利権が絡みやすいシステムになつておるといふことなんです。そういう意味でいくと、自主開発の必要性、私もそれは認めます。認めますけれども、あり方としてはこれまで果たしてよかつたんだらうか。だから、今後六十五年をめどにします長期の計画を立てる中で、それは当然に検討されなきゃならぬ議論でもあらうと思ひますけれども、そういう石油資源開発が持つておいた技術を引き離した、それはやむを得ない措置であつたといふまでも考へておるのか、あるいは石油開発公団のあり方としては、やはりその技術を持つた、つまり公団自身がもつと開発に乗り出せるという、イタリアやドイツやフランスなどのような、そういう仕組みというものの関連の中でどう考へになるか、お尋ねをしたいと思います。

○古田政府委員 当初、石油開発公団の事業部門として発足しました直接事業を実施いたします部門が、三年後に現在の石油資源開発株式会社という形で独立したわけでございますが、これにつきましては石油開発公団の機能を、本来的に民間の事業活動を出資あるいは融資によりまして助成する機能ということで考へていたこととの関係ではないと思ひます。あくまで公団は、直接みずから、海外にしましても国内の大陸だにしまして、進出しまして事業をする機関ではないというふうな性格づけがあつたわけでございます。

これはまたもとへ話が戻りますが、わが国におきます石油開発事業の発展の大きさがまだ低かつた、発展段階が低かつたというふうなことで、民間資金をできるだけ活用するというふうな考へ方が当時あつたわけでございます。そういうことで、直接事業部門は独立して現在の石油資源開発株式会社になつていくわけでございますが、技術問題として考へますと、現在石油開発公団には職員が百九十八名おりますが、そのうち八十四名が技術屋でございますが、この中核をなしておりますものは、石油資源開発株式会社から引き離した技術員でございます。そういうふうなことで、石油資源開発株式会社に置きまして長い期間にわたつて養成されてきた技術陣が一部石油開発公団に残りまして、わが国の財政資金を背景としましての石油開発促進のための仕事をしたいというふうな形になつていくわけでございます。

それから、それじゃこれから先もいまのような体制で行くかどうかということにつきましては、いろいろ議論が先生御指摘になりましたようにあることは事実でございます。現在この点につきましても私どもとしましては、総合エネルギー調査会の石油部会の審議という形でできるだけ早く討議を進めていきたいというふうに、いま考へている状況でございます。

○川崎(寛)委員 この公団の資料も言つておりますように、それから先ほど御答弁のように、非常

に規模の小さな企業だ、やむを得ぬという現状ですが、それではやはり十分な技術というのは期待できないわけですね。

それからまた先ほどの冒頭に戻りますが、金は出したが、結局効果のない捨て金になっておる面が、ただ開発はむずかしいんだということで逃げられない体制の問題があらうか、私はこういうふうな思ふんですよ。だからその点は、金を出す方として先ほど御答弁にもなっておりますが、ヨーロッパのドイツやイタリアやフランスがやっております、そしてそれが、現に公団なり公社なりでやっておりますというふうなことからします場合に、つまり日本では民間であります、こういう方針で来たというわけでありまして、この点については、本当に国民の税金の上でやるわけですから、厳しく検討を進めてもらわなければならぬと思います。やはり公団自身が技術陣をたくさん結集していくという中で、つまり国家資金というものが非常に出るわけですから、それは儲蓄の場合も民間会社ではもうどうにもならぬという体になさるわけですね。だからエネルギーの国有化であるとかなんとかいっている議論も出てくるような今日の事態の中でありまして、そういう中においては、この問題についてはひとつぜひ厳密な検討をお願いしたい、こういうふうに思います。

これまでの通産行政なりあるいは大蔵省のあり方なりというのを見ますと、どうも民間民間、自由企業だという、自由企業体制という中で進んでいるわけでありまして、政策が立てられる、審議会なり調査会なりというのをつくってそこから出してもらい、政策ができました、そして何か形をつくる、大蔵省は金を出すというところで終わっているのじゃないか、こういう感じが特にこの石油問題についてはあるわけです。でありますから、これらの点については体制をどうしてつくるか、依存度を減らすと、こう言いながら、実際になかなか減らない。そして六十年度の目標もわずかに一年と何カ月かでもうパーになる

わけですね。これなんか大問題だと騒ぐ音からしますと、どうも実態というのは余りにもみすばらしいのではないかと。なぜこんなに狂ってしまうのか。それは国際情勢だ、産油国の事情だということでも済まないと思ひます。だから、やはりどうしても政策を立て資金を出し体制をつくっていく。その中で一番大事な問題は、私は本当に体制をどう確立するかということだと思ひます。大蔵大臣、ひとつ國務大臣として、いま大蔵省は金を出す方だ、それから体制をつくるというところで来たわけですから、どうお考えになるか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○且政府委員 大蔵大臣が答えになります前に、若干繰り返になるかもしれませんが、いまエネルギー庁から御説明がありましたように、従来いろいろないきさつがございまして、かつて立てました目標値がまだ達成されないばかりかあるいは若干下がっておりますという事情になっておるのは先生御指摘のとおりでございまして。しかし他面、先ほど申し上げましたようにこの探鉱というのは非常にむずかしい問題でございまして、またその後石油ショック等の事情の変更等もございまして、なかなか容易な問題ではなからうかと思ひます。しかし私どもはいたしましては、今般この増税をお願いいたしましたのもそういう意味で歳出を適正になるべくリスクを避けつつやっていたのと同時に、必要な最小限度の資金は供給をして将来の長期的な日本のエネルギー確保のための一助といたしたいという趣旨でございまして、御理解をいただければと思ひます。

○川崎(寛)委員 次に、日韓大陸だな関係で少しお尋ねしたいと思ひます。

日本側はいま先願が三社ございましてね。帝国石油、西日本石油開発と日本石油開発、これは全部メジャーとの関係にあるわけでありまして、韓国側はすでに七〇年に四社、カルテックスとシェルとガルフとコアムに鉱区権を許可しておるわけでありけれども、そうしますと、韓国側というのは

全部メジャーズになるわけですね。コアムが一つ韓国財閥の楽喜と組んでおる。楽しく喜ぶのだそうです。韓国財閥の楽喜と組んでおる。これは一社あるわけでありまして、そうしますと、これは外務委員会が協定の問題、議論がございまして、また法案の方もあるわけでありまして、公団法が昨年改正で外国の企業、外国の政府にも金を出せる、こういうことになりましたと、この日韓大陸だの問題、これは日韓大陸だの共同開発という問題は矢次氏など右翼が介入をし、経過はいろいろとこれまで国会でも議論があり、予算委員会でもわが党の安宅君もいろいろとやっておりますが、そういう中で、これは理論的な問題というから形式論の問題でありますけれども、仮定の問題で少し議論しますと、公団法の改正からまいりますと、この日韓大陸だの共同開発ということにも入ったといひますね、そうしますと、そのときには韓国側のこの四社がどういう形になるか、これは将来の問題でありますけれども、これにも公団は資金を出すことができるのかどうか、まずそれをお尋ねします。

○古田政府委員 結論的に言いますと、韓国側の開発権者であります四社に対しての資金供給はできません。昭和五十年の石油開発公団法の改正につきましては、外国の政府機関等に対して直接貸し付けはできるといふふうな形になっておるわけでございます。外国の鉱区におきまして探鉱活動を行います法人に対しての貸し付け、民間会社に対しての貸し付けといふふうなことは考へていないわけでございます。

○川崎(寛)委員 では具体的に外国政府に金を貸す、これは具体的にどこがいま出ているわけですか。

○古田政府委員 現在石海開発公団が実施しておりますのは、ペルーのペトロペルーという公社がありますが、そこに対して探鉱資金の貸し付けを行ひまして、その見返りに、ある一定期間にわたりますして原油で返済を受けるというふうな

ことを骨子とします契約ができております。

○川崎(寛)委員 それから取り分の問題になりますが、これは韓国側が幾つになるかわからないです。それから日本側が先願三社といふことになつていくわけですが、これは全部メジャーズと関係がある。こういうことになると、日本の石油の取り分というのは具体的にどうなるのですか。

○吉田政府委員 まだ日本側の特定鉱業権者といふのは決まっておりますけれども、出願をしていゝる会社が、先生おっしゃるようになつて三社あるわけでございます。この鉱業権者が、新しい特別措置法案が成立しましたならば、そこで一定の資格を与えらるるわけでございますが、その場合に、当該特定鉱業権者たる会社が共同事業契約を他の会社、たとえばメジャーとしていゝるというふうなことは関係なく、日本側の取り分といふのはあくまで五〇%といふことで、これは現在国会に批准をお諮りしております協定上も明示されていゝるわけでございます。

○川崎(寛)委員 これだけやりますと、私、時間が残りありませんから、この問題については今後改めて議論をいたしますが、あと鉱区の共同開発の区域の問題等ございまして、これは改めて議論を残しておきたい、こういうふうに思ひます。

そこで産油国との関係を少し詰めてまいりたいと思ひますが、中東への依存といふのは依然として大きいですね。ところが、中東との関係といふのは必ずしもうまくいゝに進まぬわけですね。そこで今回六十何名ですか、ずいぶん大きな人数がどこかと、アラブ各国を経団連の諸君が回つたわけでありまして、回つてみて、結局、いい結果だったのかどうかからいゝると、このことは私自身経験を持つておるわけですが、七三年の石油危機の直後、政党内は私共が社会党の代表団として参りまして、三

木副総理の一週間前に私はアラブ各国を回ったわけでありました。大統領なり総理大臣なり石油担当大臣なり外務大臣などとそれぞれ議論も合つてまいりましたし、また政権をとつております友党の關係の代表者とも議論をしてまいりました。それ以後國際會議でそれぞれ議論をし合つたり、あるいは日本に呼んだりいろいろしております。

そういう経験からして申し上げ、またお尋ねもしたいわけですが、たとえば石油危機の當時のエジプトのハテム副首相は、川島正次郎氏の問題を取り出して、だまされた、自分はエジプト政府内で大變地位が苦しくなつたというふうな述懐もしております。今回永野ミッシンといひますか、永野代表團が参りましたときにもサウジのナゼール企画相も、日本担当をしておるそふであります。日本のことを言われると肩身が狭い、名前を聞くのも不愉快だ、こういうふうに言つておりますが、結局自主開發で出かけていって、あるいはそれその産油国との長期的なものを進めていくという上におきましても、なぜかういうふうな産油国との關係がうまくいかなかったのかという点についてどうお考えになつておるか。

それは一つは、アラブの国々というのはそれぞれ發展途上國でありますから、大變大きな國の基本政策というのか、持つておるわけですね。ところが、日本がその國の基本的部門への協力というものを明確にやらないわけですね。たとえばイラクの場合ですと、チグリス、ユーフラテスという文明發祥の地のそういうものを持ちながら、それがまだ十分に生かされてない。だから何とかそれを、ダムをつくり、灌漑排水をやり農業を興しという希望を持つておるわけですね。部分的には日本もいま参加をしておりますけれども、そういう中東との關係というのがなぜ安定的にならないかということについてお尋ねをしたいのです。

大蔵省がいま中東に、各在外公館に出しておるの、どこどこにおるか、大蔵大臣御存じです

か。——時間がありませんから、これは余り大した本質的な問題でないから責任問ひませんけれども、現在おりますのはアルジェリアとエジプトだけなんです。大蔵省から出ておりますのは、そうしますと、大蔵省が金を出している、經濟協力にしましても、あるいはいま言った自主開發の問題にしましても、アラブにはぜひいふんたくさん出さなければですよ。ところが、財政當局としての現地の感覺を握る者はないのです。大蔵省には、だからこれらの点は、生活環境がよくないところには大蔵省は行かぬのだ、これでは私はいけなかつたと思うのです。パリだとかそういうところには行かぬのだ、でも、海岸諸國とかそういうところには行かぬのだ、これでは私はいかぬと思うのです。どうですか、大蔵大臣、ひとつそういう問題について大蔵省としても、日本の經濟の根幹の問題ですから、生にそういうものを把握させるために、エジプトとアルジェリア——アルジェンヌというのはいいとこなんですから、そういうところにも大蔵省の力を率先出して、もつと生の感覺を握るという努力をされるかどうか、伺いたいと思います。

○坊國務大臣 日本にとりましては産油國というものは本當に大事なことであるというところは、もうこれは申すまでもない。そこに日本の大蔵省から人を出すというところが非常に貧困じやないか、その御指摘は私どももいたしまして非常に重大な問題だと思ひます。そういうことについていかなる理由があるかどうかというようなことで、これは実はまだ私も省内において追求はしておりません。省内へ帰りましてそこら辺の事情をよく聞いてまいりまして、そして本當に慎重にこれは検討をしてみたい、かように考えます。

○川崎(寛)委員 四十八年に三木副総理、四十九年の一月に中曾根通産大臣、五十一年の初めに河本通産大臣、こういうふうな相次いで行つておられますが、さつぱり進まぬ。イラクとイランが少し進んでおりますけれどもね。これはなぜ進まぬのですか。大蔵大臣として、國務大臣として、この点について、なぜ進まぬのか。つまり、商社が出て

いつて——民間がやるということになつておりますから、民間が約束してきまして、先ほど申しましたように、アラブの國々はそれぞれ發展途上にあり、工業自立の計画なりあるいは農業開發なり、それぞれの國の基本部門における要求というものを待つてゐるわけですね。それに日本側が対応できないというところは、今日のアラブにおけるそういうプロジェクトを進める上においても、いまこのシステムというかやり方に問題があると思ひます。そうしますと、關稅局長が關稅を上げて一生懸命入れてみる、あるいは經濟協力の問題をやつてみる、大蔵省も努力してみる、まあ決して一生懸命しぼりながら出す、しかし實際にはうまいぐあいに進まぬ。このことについて、やはりいまの進め方自体を考え直さなければいけないのじやないか、私はこう思ひます。どうお考えですか、大蔵大臣。

○坊國務大臣 事情をよく調べてまいりまして、そして、それはもう何と申しまして大事な國でございまして、これに対する措置というのか、何とか考えてまいりたいと思ひますが、とにかく事情をしっかりと一遍調べてみたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 事情を調べるといふことでしかお答えないわけですが、私は申し上げておきたいと思ひます。

たとえばクウェートでアチキ石油担当大臣はこう言つたのです。自分たちも豊かになりたいんだ、ところが日本から入つてくる工業製品というのはインフレでどんどん値段が上つてくる、だから自分たちも豊かになるために石油の価格も上げざるを得ない要求はしているんだ、こう言うのです。それからなお、つき合ひの仕方として、われわれは日本は先輩だと思つてゐる、こう言うのです。それは何かという、たとえばフランスはかつての支配者だ。また戦争もやつた。しかしそれでもなおかついまオールラウンドでつき合ひをしてゐる。ことはパリで、翌年はクウェートで、こういうふうなやつてゐる。オールラウンドだから、それは産業も教育も社會保障もという面

やつてゐる。ところが日本はすべて石油だ。石油をくれ、そうしたらこうしましよ、そういうつき合ひしかしてくれない。そのことが、四十八年以來大事だと言われながら、また六十年の計画というのをつくつてみましたが、一年ちよつとでお蔵入りしなくちゃならぬ。だから、後ほど古田部長に聞きますけれども、いまこれからの新しい計画を、六十五年の計画を立ててごらんになつても、いまの仕組みのままではちよつとも変わらぬ、必ずこれはまた狂います、こういうふうな私は申し上げたいのです。だから、財政の担当の方として、この問題についてはオールラウンドでつき合はる、そしてその中で友好關係を深めていく。日本は民間企業、自由主義だといふ仕組みではもう通らぬのです。それは國會で大蔵省原案の予算が無傷でそのまま通れるということも願つても通らぬ。中東はまさにそうなんですね。だから、そういう点についてはひとつ深刻に考えていただきますことを私は申し上げておきたい、こういうふうな思ひます。

そこで、時間の關係がありますから少し急ぎたいと思ひますが、六十五年計画というのを始めますために關係會議を六日にやり、それから調査会といふのを始めていくようでありまして、今後総合エネルギー対策の見直しというのをどのような形で進めようとしておられるのか、それが一つです。だから、これを具体的にいつ、こういう形で決定に持つていきたいという方向です。

それから大蔵省に對しましては、財政として、その六十五年計画を立ててまいります場合に、單なる目標設定といふことにとどまるのか、あるいはもつと実行計画的なものにまで詰めていき、大蔵省としてどういう財源で賄おうとしてゐるのか。今度のここに出ておられます法律では二年間の暫定ですが、先ほどの答弁の繰り返しでなく、具体的に財源を賄う大蔵省の方としてはこの問題についてどういふ形で検討を進めようとするのか、伺いたいと思ひます。

○大永政府委員 ただいま先生の御指摘で六十五

年度の数字というふうにおっしゃったわけでございますが、実はわれわれとして考えておりますのは、基本的には六十年度の数字を見直したいというふうに考えておるわけでございます。ただ、数字の中で、たとえば原子力関係につきましては非常にリードタイムが長いわけでございますので、そういう必要なものにつきましては六十年度の数字もあわせて検討しようということでございます。また、たとえてみますと、六十年度までは実績で描き、その後は若干点線で延ばしてみるというふうな形で検討したいというふうに考えておるわけでございます。

再検討を要します中身としては、一つは原子力でございます。一昨年の総合エネルギー調査会の結論におきまして六十年度四十九万キロワットとありましたが、これが最近の情勢からこれを下回る可能性が高い。それから液化天然ガス、これも昭和六十年度四十二万トンというふうに見込んでおりましたが、これも若干下方修正せざるを得ないのではないかというふうなことで、それから全体の需要につきましても、その時点において考えました経済成長率が現時点において果たして妥当かどうか、オイルショック以後若干経済の停滞が続いておられます関係上、その面につきましてもさらに見直しをしてみようというふうなことで再検討をしてみたいということでございます。

○且政府委員 長期的なエネルギー対策を検討すると同時に、その裏づけになります費用負担のあり方につきましても、先ほど申しましたようにこの暫定期間二年間の中で十分検討したいというふうなことを考えておるわけでございますが、この問題は単に関税だけの問題でございまして、今回のこの増税につきましても審議しております際にも、関税でやるのはおかしいではないかという御意見もあり、またたとえば揮発油税の一部をこちらに回すのもいいではないかという御意見もありましたし、また一般財源でこれは賄ってもいいではないかという御意見もあったわけでございます。そういう点も含めましてこの二年間に総合的に検討

をしていただきたい、かように考えておるわけでございます。したがって、私どもの関係いたします関税率審議会だけでなく、全般的にいろいろな審議会においてこの関連を検討されることにならうかと思っております。また、通産省におきましても総合エネルギー調査会でございますが、こちらにおきましても総合的に御検討をいただくことになっておるわけでございまして、現在のところその結論がどういふふうになるかということにつきましてはまだお答えする状態にないわけでございます。

○川崎(寛)委員 次に熱帯産品の問題について少しお尋ねしたいと思います。

今回関税の引き下げや特恵枠の拡大ということ四月からやろう、こういうことでございましてけれども、ECはことしの一月やりましたね。新国際ラウンドの推進の中で、この今回の引き下げで熱帯産品グループに関しては大体こたえられるというふうな考えのなかでございまして、ASEAN諸国との関係、東南アジアとの関係等言えば、東南アジアの日本への要求というものはもっと強まっております。累積債務の問題等もありまして、南北問題として強い要求がより出てくると思っておりますけれども、このことに対して今回の措置でどの程度こたえられるというふうにお考えになるのか。

○且政府委員 今度の改正案でお願いいたしております熱帯産品に關します改正の品目は四十二品目でございます。実はこの交渉はガットの熱帯産品グループという中で昨年以来やってまいりましたわけでございまして、日本は昨年の四月にその要請にこたえましてガットに提言いたしました。その後慎重に熱帯産品産出国と協議を続けました結果、十一月の末に合意に達したわけでございます。もちろんその熱帯産品の要求をいたしました国は先生御指摘のASEANの五カ国だけでございまして、膨大な要求があったわけでございますが、その話を詰めた結果この四十二品目をお願いすることにしたわけでございます。もちろん、この熱帯

産品産出国がこれで完全に満足だということは、これは交渉の問題でございしますのでございせんけれども、一応ガットの枠の中ではこれで話がついたというものが現状でございまして。

○川崎(寛)委員 それじゃ外務省の方にお尋ねしたい。熱帯産品の方はそうだとすると、あの五グループですか、一九七七年終結、こういうことでロング事務局長に対して福田総理も促進を約束をしていようになつておりました。今後は他のグループの問題についてどういふふう

に外務省として考えておられるか、伺いたいと思います。

○松田説明員 お答え申し上げます。

ガットの東京ラウンドは、御承知のとおり七三年の東京宣言で始まりましたけれども、その後石油ショックに引き続く世界不況あるいは米国の政治的権威交代等がございまして、その進行は停滞ぎみでございまして、しかしながら、ようやくアメリカの新政権がこの貿易交渉に臨む体制を整えつつございまして、また関税その他の各国の主要提案も一応はテーブルにのつてまいりました。ですから、今週末訪日いたしましたロング事務局長も言っておりますとおり、この春から本格的な交渉が進むものと期待されております。

御承知のとおり、先進国首脳会議等では、本年、すなわち一九七七年末を一応交渉の終結目標にしようではないかという申し合せを一两年前からいたしておるわけでございまして、その後、ただいま申し上げました米国の政権交代等もございまして、これが目標どおりに達成されるかどうかは必ずしも予断を許しません、ただいま世界の主要国は、ともあれ実質的な進展を目指してこの春から本格的な交渉に進もうではないかというふうな気構えでおる次第でございまして。

○川崎(寛)委員 大蔵大臣に伺いたいのですが、いま貿易国としてそういう方向で行く。ところが国内ではまた非常に深刻な問題があるわけですね。特にこの関税暫定措置法の中でも一年延長の部類にたとえばトウモロコシの関税等、かかつて

くるわけです。これは鹿児島県の芋でん粉というのは深刻な状況であつて、一年延ばし一年延ばしで命を長らえているというのが状況なんです。ところが、最近の国際情勢と国内の問題というのを考えますと、いまの議論にちよつと水をかけるようなかつこうになるのだけれども、たとえば鹿児島という地域をとってみますと、大島つむぎは韓国産のあれにもうやられていいます。だから、アメリカがカラーテレビで言うなら、こつちも緊急関税をやるとか輸入禁止ということでは防衛したいわけですね。しなければならぬ、こう思つておるのです。それからマグロについても、また韓国産マグロでやられるわけですね。あるいはカツオについては二百海里でまた打撃を受ける。こういうふうになりますと、国内の経済体制の中でそうした地域全体がこの問題の中でおられるのです。だから、それは関税で一つ一つ守つていけばいいじゃないか、そして何とかかんとか少しづつ防ぎながら堤防を崩れさせないようにしていくのが精いっぱい、恐らくそういうことなんだろうと思つて、その政府の方として措置せざるを得ない、と

そういう言い方になるのだらうと思つて、ところが鹿児島県の県民にしてみますと、鹿児島は日本人しか使わぬつむぎを何百年来やってきたところが、発展途上国からだといふのでどん入つてくる。あるいは芋の問題もそうです。マグロの問題もそうです。サトウキビの問題もそうです。そういう問題について、そういう地域全体がこういう問題にぶつかるといふところに對して政府としてどう考えるかという点を、私はこれは単に財政当局でどういふのではなくて、国務大臣としてどうお考えになるか、ひとつ伺いたいたいです。

○且政府委員 大臣がお答えいたします前に、事務方として考えておりますことを簡単に申し上げます。述べさせていただきますが、先生のおっしゃいますとおり、低関税国の追い上げというものが一方に非常にございまして、また……(発展途上国。低

開発国なんて言うて怒られるぞ」と呼ぶ者あり）
発展途上国の追い上げがございます。他面、日本は先進国でございまして、先進国はそういう分野につきましましては発展途上国に譲るべきだという国際的の要請も強いわけがございます。したがって、そのところはそれぞれの産業所管省の非常に頭の痛い問題であらうと存じますけれども、私も関係の各省を通じて各業界の事情を十分検討しつつ、きめの細かい関税政策を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、従来ともそういう線でやっておりますけれども、今後ガットの場合で交渉いたします際にも、そういう心構えで当たってまいりたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 どうも時間をとって恐縮です。最後に、銅及び亜鉛の問題で関税無税点の引き上げがなされることになっておりますが、とにかく市況の低迷とそれから鉱山におきましてコストの上昇、国内鉱山は大変深刻な状況にあります。資源保護、資源有限時代と福田総理も事あれば言っておるわけでありまして、こういう形で保護せざるを得ないと思っております。

現在、銅は無税点トン当たり五十万ということになっておりますけれども、実際のコストというのは鉱山においては六十万円、それから亜鉛は二十一万円に對しまして二十七万円かかっておる、こういう実情ですね。十分これは御承知いたしておると思うのです。だから、この国内鉱山の保護、雇用、資源の保護という立場から、国内鉱山のコストに見合せて関税率を上げていくということとはやむを得ないことだと思っております。そのことについて、今後そういう方向を進めていただけたらどうか、伺いたいと思っております。

○大永政府委員 先生御指摘のように、今回銅につきましましては免税点五十万円それから亜鉛につきましましては二十一万円の引き上げ案を御審議いただいておりますが、御指摘のように、国内鉱でのコストからいたしますと、コストはも

う少し高いところにあるかと存じます。ただ、銅にいたしましては亜鉛にいたしましては、国内におきましては非常に重要資源でございまして、需要家との関係等もあるわけでございまして、その辺をならみ合わせまして、かつは国内鉱山がやっておりますぎりぎりの線はどういうことかということでも検討いたしました結果、いまのような数字を御審議いただいております。もちろん、国内鉱に對します援助といたしましては、この関税の問題だけではなくて、あとの減耗控除の問題でございまして、あるいは補助金の問題とか、そういうことを行いまして、国内鉱山の保護には今後とも遺憾なきを期してまいりたいというふうに考えておるような次第でございまして。

○川崎(寛)委員 終わります。

○小淵委員長 大石千八君。

○大石委員 ちようどきよう、ガットの事務局長ロング氏が帰国をしたところと思っております。大蔵大臣も短い時間でございますが話をされておるようでございます。十年前にケネディ・ラウンドが終結いたしましたから、次の貿易拡大のためのラウンドというものが注目されていたわけですが、御承知の四十八年のオイル・ショックの前に東京で東京ラウンド、東京宣言というものが行われて、一九七七年中に終結したいという方針であったわけがございまして、折しもオイル・ショックの直前の宣言でございまして、その後オイル・ショックという非常に世界経済を揺るがす事態が生じましたので、そういう意味では多少目標に支障が出てくるのは当然かと思っておりますが、また一方で、オイル・ショックによって経済が非常に混乱をしていて、不況の原因になっていくということから、逆の面で、この不況の立て直しのために、世界経済の立て直しのために、この新国際ラウンドが急がれるということにもなるかと思っております。

そういう意味で、当然日本の立場としては、アメリカ、日本そして西ドイツ、こういう工業先進国がインシアチブをとらなければならぬことは当然のことでございますので、それなりの役割りを果たしていかなければならぬと思っておりますが、現在の日本の、新国際ラウンドに對する基本的態度といったものをまず大蔵大臣に伺いたいと思っております。

○坊間務大臣 貿易立国を標榜しております日本にとりまして、これは、いまの国際貿易というものをますます拡大して、日本の国の経済、産業というものを伸ばしていくということが最も大事なことでございます。ことにまた日本経済といふものは、いま日本だけ、日本国内だけの経済ではこれはどうもいけるものではない。世界の先進国ももちろんのこと、発展途上国とも手を握ってやっとなければならぬというふうな事態におきまして、私は、新国際ラウンドというものは日本にとりましては、申すまでもなく、世界の貿易の自由化、いろいろな障壁を除いて、そしてまたことには有限な地球上の資源というものを各国の諸国民のために活用していくということであると思っております。さような観点から考えまして、今後とも新国際ラウンドというものを、その目指していく線、これは日本が力強くこれに協力し、その目的を達成していくために、私は日本の国としてはもう本当に努力をしてまいらるべきものだ、かように考えております。

○大石委員 先ほどちょっと川崎委員の話の中にも出ましたけれども、現在の状況でございまして、一月にロング氏はアメリカにも行っておりますので、各国の諸情勢を含めての現在の進行状況、この辺はいかがでございましてか。

○松田説明員 先生御承知のとおり、この東京ラウンドの主導者は、御指摘の米国とわが国と、そしてECでございまして、その三者はこの交渉の柱とはなっておりますが、その後数年間の推移の過程で若干の格差が出ております。

まず、米国は共和党政権に比して、新しく出てまいりました民主党政権はケネディ・ラウンドの経験者でもあり、また七四年通商法を議會で通したスポンサーでもあります。その観点から、たとえば財務長官にケネディ・ラウンド当時のチーフネゴシエーターであったブルメンソール氏を任命するなど、非常に積極的な意欲を見せております。また、このような形で自由化の拡大、貿易の拡大を貫くことは、米国の国益にも合うことである。

他方ECは、一口にECと申しましても、実は国によって事情が違います。むしろヨーロッパではこの貿易交渉で利益をより多く受けますのは、どちらかと言えば小国でありまして、ノルディックその他の小国の方が実は熱心でございまして、これに比しまして、御承知のとおり、EC九カ国の中には石油ショック以降の立ちおくれから構造上の経済問題、あるいはセクター別の、部門別の問題を抱えている国が二、三ございまして、これがどうしてもECの全体的な交渉態度の足を引っ張っているやに見受けられます。したがって、EC全体といたしましては、自由貿易の原則に對する共鳴は持ちつつも、政治的にたゞいま現在には少しづつという雰囲気もございまして、その中から、この東京ラウンドもできる限り現実的に対処してまいりたいという、率直に申し上げますと、やや控え目な態度であらうかと見受けられます。

この間にありましてわが国は、先ほどから御議論にございまして、わが国経済自身にも国内多々問題のある分野を抱えていることは当然でございます。また、全体としては、ただいま大蔵大臣御指摘のとおり、貿易立国以外にわが国の生存の道はないという鉄則のもとに積極的に行っているというのが年々来たる立場でございまして、今週火曜日、ロング・ガット事務局長の日本に對する協力要請に對しまして、福田総理大臣からは全く同感であって、そのように積極的に進んでいきたいという強い決意が表明されたことを御報告いたしたいと思っております。

○大石委員 当然、総論的には賛成であるという

ことから出発をしているわけですが、いま御指摘のように、やはり各論に入りまして、いろいろ部分的な煮詰めがむずかしいわけですが、まず、それから製品別の問題にしても、輸入種目別の問題にしても、そうでございますが、聞き及ぶところによりまして、関税引き下げの案として、アメリカは一律六割というのを言っているようにございますし、日本とそれからECはハーモナイゼーションという方法でやっただけがだるうかというふうな、技術的な問題にもまだこれから道があるようにございますが、そういった問題に關しての煮詰めの見通しといいますが、なかなかむずかしいことだと思いますが、

○松田説明員 お答え申し上げます。

ただいま行っております東京ラウンドの交渉には、大きく分けて関税面と非関税面の二つの分野がございますが、関税面につきましては現在の関税をどのようになげるといふ考え方にございまして、米、日本、EC及びスイスがそれぞれ提案をしておりますが、実は昨年の秋以来この提案が出たところで米国の当事者の交代がございましたものであります。米国は大統領の通商特別代表という閣僚級の当事者が任命されました、これが交渉者になる次第でございますが、実はまだ公式には任命されておられません。したがって、もう三月も半ばでございますので、四月の前半、イースターの休日明けごろからこの交渉が活発化するものと見ております。

他方、非関税の部分につきましては、これはまたたくさん細目に分かれるわけですが、非常に技術的なものも昨年来地道な詰めを行っております。そしてこれもやはりこの春、夏以降、表面的には目立たない形ながらも、実質的には交渉の進展が期待されておる次第でございます。

○大石委員 これの見通しはなかなかむずかしいとは思いますが、最終的に果たしてことしじゅう、すでに一年以内ということになりますか。

が、これが終結ということになりますか。それともどの程度まで進むか。大変むずかしい見通しとは思いますが、関税局長、いかがでございますか。

○且政府委員 何分にも非常に数多くの国々が集まりましていたします交渉でございますので、私もただでございようふうになるであらうという見通しをいまの段階で申し上げるのは大変むずかしいことだらうと思うわけでございます。ただ、御案内のとおり過去の二回、一昨年と昨年の首脳会議におきまして、七七年末までに妥結に導くという目標を設定いたしましたし、それを確認いたしておるわけでございます。しかし、いま外務省から御説明がございましたように、その後政権の交代等もありましたために、現在のところ余り、予期したほどはかばかしく進んでいないというのが現状でございます。

しかも一方、世界経済がなお停滞ぎみでございますので、この事実は、やはりこのような関税を引き下げるといふ問題につきましてはむしろマイナスの要因と申しますが、促進を妨げる要因になっておるのではないかと申すわけでございます。したがって、いまはそういう世界経済の今後の景気回復がどのようになるかというふうなことも一つ頭に置かなければならない。また一方、ここまできたのでありますので、急いで範囲を縮小したところで話をつけるよりは、この際、新しい政權もそれぞれできたわけでございますので、じっくり広い範囲にわたっての意見を交換して、それでこのニューラウンドというのは今後かなりの期間存続する問題で、体制をつくるわけでございますので、じっくり幅広くやろうではないかという意見も一方にあるわけでございます。そういうことを考えますと、いつ妥結になるかということにつきましても、絶対的に七七年内に妥結に導くことは不可能だということではないだろうと思はれますけれども、この予測を申し上げるのは非常にむずかしいということでございます。

○大石委員 時期にとらわれるよりも、有効的な、拡大的な、内容のある新国際ラウンドを目指すということになりますと、なかなか目標達成という点に關しても疑問が出てくるかもしれませんが、日本の方針としては内容の方をより重視するということのようでございますか。

そこで、総論においては賛成であるけれども各論においてなかなかむずかしい問題が出てくるという中で、日本の立場としても関税は大いに積極的に引き下げていかなければならないけれども、一方においては産業基盤の弱い分野等を保護していかなければならないという一面もあるわけでございます。こういう点が非常にむずかしい問題と思はれますけれども、基本的には国内産業に与える影響を最小限に食い止めるという意味ではどんな対策を考えておられますか。

○且政府委員 先生のただいま御指摘になりましたのは、恐らく、たとえば中小企業の分野あるいは農産品というふうな問題が非常に大きな問題ではないかという御趣旨ではなからうかと存じます。

顧みますと、かつてのケネディ・ラウンドの際には工業製品を主にして交渉をいたしましたわけでございます。その際には農産品につきましては原則的には引き下げをしないと申しますが、むしろこの産品についてはポジリストに載せて、それは交渉しなすという方向で行ったわけでございます。今回の東京ラウンドの非常に違ひます点は、アメリカでありまして、その全体の引き下げの方向は農産品の輸出が、その全体の引き下げの方向に農産品を考慮するときに、工業製品ではなくて農産品も全部入れるべきだ、同じルールで引き下げを図るべきだということを強く主張している点でございます。これに對しまして、EC諸国は、一応引き下げのフォーミュラを提案いたしましたけれども、このフォーミュラを適用いたしますのは工業製品であるということにいたしておるわけでありまして、わが国も、先ほど御指摘のありましたように、フォーミュラを提案いたしましたけれども、

ども、わが国は、このフォーミュラは主として工業製品を頭に置きつつ提案するものであるが、農産品につきましては、過去のKRの実例等も勘案しつつ検討していきたいという態度をとっておるわけでございます。したがって、そのような農産品につきましては交渉というものは非常にむずかしい交渉だと思はれます。また中小企業製品につきましても非常にむずかしい交渉であらうと思はれます。しかし、私どもの態度といたしましては、そういう各国の経済事情というものはそれぞれお互いに理解しておることでございますので、必要な保護は確保しつつ、できるものは引き下げていくという方向でいくべきであるということにつきましても、全体的なコンセンサスはあるかと思はれます。そういう線できちんと交渉を続けていくべきであらう、かように考えております。

○大石委員 石油の輸入が全輸入量の三〇%を占めている上、そのほかの一次産品、工業原料というふうなものを含めると、六四、五%になりましようか。工業製品の輸入が大体あの大きな層であらうと思はれますけれども、そういうように工業製品の輸入は輸出に對して非常に少ないという一つのわが国の特徴もございまして、その中で中小企業を守っていくという問題と、それからさらにわが国のこれからの問題の中で、食糧政策の大きな目標として自給率の向上、これはこれからのわが国の食糧問題というものを考えたときに、やはりこれ以上自給率を低下させてはならないという一つの大きな目標があるわけでございます。

そういうことから絡めると、日本の農業を考えたときに、国際競争力において非常に不利な分野のものがたくさんございます。特に日本の農業、これは工業でもそうでございますが、一定の条件の中で競争した場合に、たとえば農業にしても一定の面積で収穫をするというふうな場合には、その収穫量、品質ともにやはり日本は世界一だろうと思はれます。そういう意味では、工業製品も同じ条件の中で生産すれば日本が一番いいものをつくる。もちろん電算機とか大型のものは別と

して、現在出回っている一般的な消費財の中でも、日本の製品が非常にすぐれている。これがあ
る意味では輸出の拡大につながっているわけでご
ざいます。そういう中で農業がだからといって
非常に面積の広い国と競争する場合に、著し
く——もちろん一定の面積の中でやれば世界一で
ございませうが、国際競争力というのを考えま
すときに、どうしても日本の場合にそういうハンデ
イキャップがある、それが国際競争に勝てないで
自給率の低下を招いているという一つの現状があ
るわけですね。しかし、これからの食糧の自給と
いうことが国民生活の安定のためにも非常に——
まだまだ農産物も世界的な需給のバランスが崩れ
るという心配もあるという中で、自給率の向上は
やはり非常に大きな問題と申しますので、新ラウ
ンドに臨んで農産物に關しての配慮を、中小企業
のための工業製品に關してももちろんございま
すが、特に農産物に關してかなり大幅に除外を
して考へるといふような方針であるのかどうか、そ
の辺のことをもう少し詳しく伺つてみたいと思ひ
ます。

○且政府委員 先生の御指摘のとおり、日本の農
業は国際競争力が非常に乏しい面が多いわけでご
ざいます。ただ、非常に大量に輸入しております
小麦あるいはトウモロコシのようなものは、実質
的に入つてきておるものは無税にいたしておるわ
けでございます。非常に関税率の高いものは、た
とえば砂糖でございますとか牛肉でありますとか
か、そういうようなものが他国に比べますとかな
り高いということでございます。一方、たとえば
最近のECと日本との貿易問題につきましても、
外から見ますと日本は非常に工業力がすぐれてお
る、競争力が強い、それで輸出力も強いのである
から、もつと農産品の関税率を下げて、もつと輸
入すべきではないかという声は日増しに強くなり
つつあるわけでございます。そういうような事態
の中で今度のガットの農産品の交渉をいたしま
すことは非常にむずかしい交渉になるかと思ひま
す。

そこで、全体的な日本の置かれた立場を頭に置
きつつ、具体的にこの品目についてはどうするか
ということにつきましては、これはもう非常なむ
ずかしい問題でございますけれども、担当省であ
ります農林省とも具体的な交渉に当たつて十分検
討をいたしまして、きめの細かい措置をとつてま
いりたい、かように考えております。

○大石委員 もう一つ大事なことは、いま先進国
間の問題点というものを多く御指摘をされたわけ
ですが、この新国際ラウンドの中でもう一つ、ケ
ネディ・ラウンドのときと違つた問題の中で、発展
途上国がその必要性を非常に強調している。まあ
発展途上国自体の経済の発展が世界経済をさらに
進展をさすんだという主張があるわけございま
すけれども、日本の場合はそのような発展途上国
に對して先進国としての責任を当然求められる立
場にあると思ひますが、発展途上国サイドに對し
ての日本の立場、そしてどのようにその対策を考
へておられるのかというところをお聞きします。

○且政府委員 今回の改正案にお願ひしてございま
す中に、熱帯産品の関係の改正がございます。こ
れは先ほどの御質問で御説明いたしましたよう
に、ガットの場で発展途上国からの要求に基づき
まして、この中でできるものだけを並びましてど
うこうするということにしたわけでございます。
実は、その発展途上国全体と日本との貿易バラン
スというのを各年で見てみますと、実は入超にな
つております。しかしこれは油産品が入つたこと
ろの数字でございますので、それを除いたところ
で見ますと、日本が出超の国がかなりあるわけ
でございます。

たとえばASEAN諸国五カ国と日本との貿易
バランスを見てみますと、油をインドネシア、そ
れからマレーシアなどから輸入しておりますが、
それらを含めましてのところでも日本はむしろ入
超になっております。油を除きましてのところでも
この五カ国につきましては日本の入超になって
おります。しかし、しさいに個別に国を見てみま
すと、日本の出超の国もかなりあるわけございま
す。

したがいまして、問題は油を産出しない発展途
上国と日本の問題、それをやはり真剣に考へてい
く必要があるのではないかと申すわけございま
して、その点につきましては、これはむしろ工業
製品の問題ではなくなるわけございまして、主
として農産品あるいは家具等の日本の中小企業と
利害が相反する部面の産品が多いわけございま
す。したがいまして、その辺につきましても世界
経済に占めます日本の地位も考へ、また世界全
体、特に発展途上国が日本を見ております目を意
識しつつ、十分処置してまいらるべきではないか、
かように考へるわけでありませう。

○大石委員 時間も余りありませんので、簡単に
省略して話しますが、そのような重要な新国際ラ
ウンドを目指しながら、一方ではECとの造船等
の輸出の拡大の問題、ECとの貿易拡大の問題が
大変にEC側の立場からして大きな問題になつて
いるわけございませう。それと同時に、アメリカの
方も最近自動車それから電化製品、特にカラー
テレビが黒である、白黒テレビが黒でなくてカ
ラーテレビが黒であるというふうなこともアメリ
カ側のサイドからしてきわめて重要な問題である
というふうにとらえているわけございませうけれ
ども、その辺の障害がさらに目前に新たに出てき
ているということ踏まえて、新国際ラウンドに
臨む心構えをもう一度簡単に伺ひたいと思ひ
ます。

○且政府委員 先生がたゞいま御指摘になりました
ように、EC及びアメリカに對する日本の特
定の商品の急増の問題がいろいろ摩擦を起こして
おりますことは、そのとおりでございます。

と申しますことは、日本のそれらの品目につ
きましての競争力が非常に高まつておるというこ
とでございます。私どももいたしましては、この
問題は相互の貿易を縮小する方向ではなくて、拉
大する方向で解決していくべきであるということ
を繰り返して主張しておるところでございます。し
かしそれらの国々からの輸入をふやすということ

につきましては、これは申してもすぐ実現する問
題ではないので、それまでの応急的な措置といた
しましては、問題になつております品目について
日本がある程度の抑制をするということが求めら
れるかと思ひます。しかし中期的あるいは長期的
には、根本的には競争力の問題あるいは輸出努力
の問題、あるいは日本におきます輸入環境の改善
の問題であります。それらの努力をしつつ、当面
方向でいかにざるを得ないと思ひます。

それから、ガットの今回の交渉との関連におき
まして申し上げますならば、日本の工業製品に關
します関税率といひますのは、ほぼEC並みで
ございませう。品目によりましてはECよりもかなり
低いものもございませう。そういう意味で日本の工
業製品に對する国際的な評価というのは非常に高
くなつておりますので、そういうものにつきまし
ては日本は率先してこれを引き下げていくという
う努力をすべきであらう、かように考へてござい
ます。

○大石委員 新国際ラウンドのことで大分時間を
とりましたが、最後に、今回の関税改正の中で原
重油関税の引き上げということに關して質問した
と思ひます。

エネルギー対策そのものの自体の六十年代までの
見直しも、これは総合エネルギー対策閣僚會議が
発足し、そして総合エネルギー調査会も八日に行
われたということ、いよいよこのエネルギー問
題にこれから本格的にわが国が重要な問題として
取り組んでいく、そういう動きになつていられる
わけでございます。そういう中でエネルギー対策
そのものの自体も、六十年代ということになります
と、なかなかその見直しはむずかしい。そういつて
みれば、現在の問題としても、当然エネルギー開
発が進んでいけば原油関税というふうな問題はな
くしたいであらうということでございますが、早
速現状では原油関税の引き上げをやらなければ
ならなくなつた、その辺のいきさつを、これも時
間もございませうので簡略で結構でございますか

ら、これはエネルギー政策そのもの自体から考えても非常に大きな問題だと思ひますので、お願いいたします。

○且政府委員 十四年前に原油増税を百十円増税いたしましたときの記録などを読んでみますと、その当時も原油増税の増税につきましては非常に強い反対が閣議審議会の中にもございましたし、外でもあったのでございます。

今度のこの増税案を検討いたします際にも、同じ閣議審議会におきまして、原油油のような原材料につきましては課税すべきではないという思想が非常に強うございまして、非常にむずかしい問題であつたわけでございます。約十回近くにおたる審議をいたしましたわけでございますが、最終的にはその答申におきまして、非常にいろいろな問題はあるけれども、しかし暫定的な措置として、現下の財政事情にかんがみまして、また一方そのエネルギー対策の必要性を踏まえて、暫定的な措置として二年間最小限の増税をする、ただ、その二年の間にはエネルギー対策及びその費用負担につきまして抜本的な検討をすべきであるという御答申をいただいたわけでございます。

したがういまして、今度の改正案はまさにその御答申どおりの改正案になつておるわけでございますが、先生の御指摘のように、増税でやるのはいいかあるいはほかの手があるのかという問題につきましてはいろいろ御意見があるかと思ひます。そういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、今後二年間いろいろなところで十分御検討をいただきたい、かように考えておるわけでございます。

○大石委員 この増税引き上げに対してOPEC諸国の反感を買うというように考えられないか、それによつて安全確保の面に支障が出ないか、という心配はございませんか。

○且政府委員 この問題につきましては非常に私どもも意を用いたところでございます。今回のOPECの値上げが五%ということに仮にいたしますと、私どものこの増税は〇・四%に当たるわけ

でございます。したがういまして、その意味では非常に小さい増税でございますし、また価格に与える影響も小さいのでございますが、問題はその額が小さいとかそういうことではなくて、こういうような油の値段がいろいろ問題になつておる際に増税をあえてするということの国際的な反響、特に産油国に与える反響はどんなものかということにつきましては非常に心配をいたしました。その点につきましては、外務省とも十分協議いたしました結果、ある程度、この程度の増税と申しますのは、石油備蓄という国際的な約束事もございますので、その財源に充てられるというのを考えますと許されるものではないかというふうに考へて踏み切つた次第でございます。

○大石委員 エネルギー総合対策上の観点からしても、新エネルギーを確保しつつ、そして原油増税は廃止という方向に持つていくべきであると思ひますが、二年間の暫定の百十円の値上げということでございまして、この原油増税につきまして最後に大臣にひとつ伺ひます。

エネルギー対策上からもこういう増税は好ましいことではないかと思ひますが、なくすことを目指すべきではないかというふうに思ひますが、原油増税のあれにつきまして、まあ何年ごろまで——暫定二年でございまして、その先の話まではむずかしいと思ひますが、大臣の御決意のほどを最後に伺ひたいと思ひます。

○坊国務大臣 この問題につきましては先ほど閣議局長から御答弁ありましたが、いろいろと説がございまして、どうしたつて石油そのものを備蓄したりいろいろなことをやつていくためには財源が必要、そのためには増税でもつてやつていくべきです、しかしながら石油に対して増税をかけるというふうなことはやるべきではない、いろいろな議論がございまして、そういうふうな御議論を承りまして、全般的にあらゆる角度から考えましてできるだけ速やかにどうしていかうかという結論に到達したい、かように考へております。

○大石委員 終わります。

○小淵委員長 次回は、来る十五日火曜日午前十一時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十三分散会

閣議暫定措置法の一部を改正する法律案

閣議暫定措置法の一部を改正する法律案
閣議暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六條の三「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七條第一項及び第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五百三十円」を「六百二十円」に改める。

第七條の二の見出し中「ガス製造用原油の免税及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「ガスの事業法(昭和二十九法律第五十一号)第二条第二項に規定する」に改め、「次項に規定する特別ガス事業者を除く。」を削り、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五百三十円」を「六百二十円」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七條の三第一項及び第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八條の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「行なつて」を行つて、「行なう」を行ふに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に、「あつて」を「當

たつて」に、「同項」を「これらの項」に、「下る」を「下回る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「昭和四十三年」を「昭和五十年」に、「第三項において」を「第四項において」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 特恵対象物品のうち、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して、前項前段の規定による当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に當たり昭和五十年における当該特恵対象物品の輸入額等によることを適当とし、物品として政令で定める物品については、同項前段の規定中「昭和五十年における特恵対象物品の輸入額等」とあるのは、「昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等」に百分の百五十を乗じて得た額又は数量として、同項の規定を適用する。

ただし、当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に當たり昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等に百分の百五十を乗じて得た額又は数量によることとした場合には、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に著しい影響を与えるおそれがある物品として政令で定める物品については、同項前段の規定中「昭和五十年における特恵対象物品の輸入額等」とあるのは、「昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等」として、同項の規定を適用する。

第九條第一項、第十條第一項第一号及び第十條の二中「第七條の二第一項」を削る。

第十一條第一項中「第七條の二第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は第二項」を「行なう」を行ふに改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十二條第一項中「第七條の二第二項若しくは

第三項を第七条の二第一項に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 第十一条第一項において準用する関税法第五十五条第一項第四号の二（加工等のため輸出された貨物に係る税関職員（権限）の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一条第一項において準用する同法同条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

別表第一第三・〇一号中 一 観賞用のもの

(1) こい及び金魚

(2) その他のもの

別表第一第三・〇一号中

(1) こい及び金魚

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

別表第一第三・〇一号中

五% に改める。

七・五% に改める。

二〇% (その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) に改める。

に改める。

六・二五%

一キロリットルにつき

七五〇円

別表第二第二七・一〇号を次のように改める。

石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）

(1) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算五%留出温度と減重量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）

C その他のもの

(b) その他のもののうち昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業者がガスの製造に使用するもの

(2) 燃料用のもの（政令で定めるところにより使用されるものに限る。）

(1) 燈油

B その他のもの

昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 製造の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五十六条第一

無税

一〇%

一キロリットルにつき

一二五円

一キロリットルにつき

一、〇七五

円

一キロリットルにつき

一、〇一〇

円

項(保税工場の許可)に規定する保税作業により行われた場合の製品で、同法第五九条の二第一項(原料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。

(2) その他のもの

(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(ii) 重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの(農林漁業の用に供されるものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

無税

(iii) その他のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え、〇・九二七三以下のもの

昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 製油の原料として使用されるもの

(ii) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

一キロリットルにつき
七五〇円

一キロリットルにつき
一、〇七〇円

一キロリットルにつき
二、二八〇円

一キロリットルにつき
七五〇円
一キロリットルにつき

(ii) その他のもの

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの
昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

(ii) その他のもの

(iii) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)

A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

B その他のもののうち

流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油

(iv) その他のもの

二 石油又は歴青油の調製品(一)に掲げるものを除く。)

(ii) その他のもの

A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

別表第一第二七・一二号中「液化石油ガス」の下に「で、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの」を加える。

別表第一第二九・三五号中「一フルフラール」を「一フルフラール 六・二五%」に改める。

別表第一第二九・四二号中

「三 その他のもの」
(一) カフェイン

B その他のもの
(i) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの

無税

を

八三五円

一キロリットルにつき
二、二八〇円

一キロリットルにつき
七五〇円

一キロリットルにつき
七五〇円
一キロリットルにつき
二、二八〇円

七・五%

七・五%

七・五%

二 キナアルカロイド及びその誘導体 (一) その他のもの 三 その他のもの (一) カフェイン B その他のもの (1) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの		無税	に改める。
別表第一第三三・〇一号中 (1) レモングラス油 (2) その他のもの(ラベンダー油を除く。)		無税	無税
別表第一第三九・〇三号中 (1) ハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。) (i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの (ii) その他のもの		無税	無税
別表第一第三九・〇七号中 (1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。) (i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの (ii) その他のもの		無税	無税
別表第一第四三・〇一号中「八%」を「五%」に改める。 二 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。) (二) その他のもの		無税	無税
別表第一第四四・二七号中 (一) 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。) (二) その他のもの		一八・七五%	に改める。
別表第一第七四・〇一号中「四五五円」を「四七五円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に、「四六五円」を「四八五円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に改める。 別表第一第七九・〇一号中「こえる」を「超える」に、「二〇七円」を「二〇三元」に、「こえ」を「超え」に、「一一五円」を「一二〇円」に改める。 別表第一第九一・〇七号中「二〇%」を「七・五%」に改める。 別表第一第九四・〇一号中「二五%」を「七・五%」に改める。 別表第一第九四・〇三号中「二 とう製のもの」 七・五%」に改める。 別表第二第三三・〇二号中「五%」を「無税」に改め、同号に次のように加える。 二 その他のもの (一) くん製のものうち さけ、ます、にしん(クルベア属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの以外のもの 別表第二第七・〇四号中「たまねぎ及びしいたけ以外のもの」 たけのこ その他のもの(たまねぎ及びしいたけを除く。) 別表第二第八・〇一号を次のように改める。 〇八・〇一 なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。) 一 バナナ (一) 生鮮のもの (2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの (一) 干しバナナ (二) パイナップルのうち 乾燥のもの 四 その他のものうち アボカド、マンゴー及びマンゴスチン 生鮮のもの 乾燥のもの グアバ(乾燥のものに限る。)、ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット 別表第二第八・〇五号中「四 その他のものうち 甘扁桃仁及びヘーゼルナット		五%	を

「四 その他のもののうち

マカダミアナット

甘扁桃仁

ヘーゼルナット

一〇%
五%
無税
に改める。

別表第二〇九・〇一号中 「三 コーヒー代用物

一 コーヒー

(二) その他のもの

三 コーヒー代用物

次に次の一号を加える。

〇九・〇二 茶

一 紅茶

(二) 小売容器入りのもの

(三) その他のもの

別表第二〇九・〇四号、第〇九・〇七号、第〇九・〇八号、第〇九・〇九号及び第〇九・一〇号中 「五%」を「無税」に改める。

別表第二二六・〇五号中 「一 くん製のもののうち

えび

無税
に改める。

別表第二二〇・〇一を次のように改める。

二〇・〇一

食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマ
スタードを加えてあるかどうかを問わない。)

一 砂糖を加えたもの

ペパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ブ
リンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

マンゴー及びマンゴスチン

その他のもの

二 その他のもの

ペパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ブ
リンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

マンゴー及びマンゴスチン

その他のもの

二 その他のもの

ペパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ブ
リンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

マンゴー及びマンゴスチン

その他のもの

二 その他のもの

ペパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ブ
リンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

マンゴー及びマンゴスチン

その他のもの

別表第二二〇・〇二号中 「たけのこ、豆(さや付きのものを除く。)」を「たけのこ、豆(グリーン
ピース及びさや付きのものを除く。)」に、

トマト

九・五%」を「

トマト

一五%
九・五%」に改める。

別表第二二〇・〇六号中

バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パル
プ状にしたものを除く。)

カシユーナット(パルプ状にしたものを除く。)

ココヤシの実、ブラジルナット、カシユーナット、パラダイ
スナット、マカダミア及びヘーゼルナット

ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイス
ナット、マカダミアナット及びヘーゼルナット

カシユーナット

パルプ状にしたもの

その他のもの

二 その他のもの

(一) その他のもの

(二) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パル
プ状にしたものを除く。)

カシユーナット(パルプ状にしたものを除く。)

ココヤシの実、ブラジルナット、カシユーナット、パラダイ
スナット、マカダミア及びヘーゼルナット

ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイス
ナット、マカダミアナット及びヘーゼルナット

カシユーナット

パルプ状にしたもの

その他のもの

二 その他のもの

(一) その他のもの

(二) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうちイ
ンスタントティー

その他のもの

コーヒーのエキス、エッセンス及び
濃縮物並びにこれらをもととした調
製品

二 その他のもの

を

に、

一五%
一五%」

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

一〇%」を

五八・〇二
じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除く）とともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）
二 その他のもの

別表第三第七一・〇二号を削る。
別表第四第四二・〇三号の次に次の二号を加える。

- 四三・〇二 毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）のうち
- 羊、やぎ又はうさぎの毛皮
- 四三・〇三 毛皮製品のうち
- 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製品

附 則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七條第一項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八條の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・〇九号の（I）若しくは第二七・一〇号の一の四に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七條第四項、第七條の二第二項若しくは第三項又は第七條の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合には、なお従前の例による。

4 昭和五十二年四月一日から同年六月三十日までとの間に（改正後の関税暫定措置法第七條の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七條の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日までとの間に）改正後の関税暫定措置法第七條第四項、第七條の二第一項又は第七條の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合には、なお従前の例による。

とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三條第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率について原油等の関税率を引き上げ、熱帯産品等の関税率を引き下げ、特恵関税制度について適用限度額等の算定の基礎となる基準年次を変更するとともに、関税の減免還付制度について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員会議録第二号中正誤

ベシ 段 行	誤	正
一 三 必要経費	必要なもの、	
ハ 三 共済範の囲に	質問	
二 三 慎重に	制度	
同 第三号中正誤	いくと、	
ベシ 段 行	誤	正
一 三 必要経費	必要なもの、	
ハ 三 共済範の囲に	質問	
二 三 慎重に	制度	
同 第三号中正誤	いくと、	

